

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十二号

昭和三十三年三月一日(金曜日) 委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

地方税法の一部を改正する法律案審査小委員

伊藤 義典 宇野 宗佑君
小澤 太郎君 大沢 雄一君
久保田四次君 高田 富興君
太田 一夫君 二宮 武夫君
山口 鶴男君 門前 亮君
地方税法の一部を改正する法律案審査小委員長 小澤 太郎君

昭和三十三年三月一日(金曜日)
午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君
理事小澤 太郎君 理事大上 司君
理事瀧田 彌三君 理事高田 富興君
理事丹羽 喬四郎君 理事太田 一夫君
理事阪上 安太郎君 理事二宮 武夫君

宇野 宗佑君 大沢 雄一君
大竹 作摩君 金子 岩三君
久保田四次君 田川 誠一君
前田 義雄君 松井 誠君
山口 鶴男君 和田 博雄君
門前 亮君

出席國務大臣 篠田 弘作君
自治大臣 篠田 弘作君

出席政府委員 自治政務次官 藤田 義光君
自治事務官 柴田 護君
(税務局長) 藤田 義光君
消防庁長官 藤井 貞夫君

委員外の出席者

第一類第二号 地方行政委員会議録第十二号 昭和三十三年三月一日

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)
消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

○永田委員長 これより会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。太田一夫君。

○太田委員 地方税法改正の骨子について二、三お尋ねをしておきたいと思いますが、第一にお尋ねしたいのは住民税であります。

昨日の委員会におきます宇野委員の質問に対して、自治省当局は、住民税の弾力的な性格そのものに将来の地方団体の財政上の弾力性を調和させていきたい、いわゆる地方財政が弾

力的であるためには、地方住民税が弾力的でなければならぬというようにお話があったのでありますが、私は、いさかこれは問題じゃなからうかと思うのです。地方住民税が弾力性があるということは、地方の団体が金に困れば住民税を高くすればいいじゃないかというところにたつたわけでありまして、現在苛酷請求の見本である住民税を安くするという感じを与えないで、高くともれる場合もあり得るという感じを国民に与えたことは、自治省当局として当を得たものではないと思うのですが、その点もう一度御所存のほどを承っておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 私が、きのお答え申し上げましたのは、税制というものを考えます場合に、どういふ形が望ましいかという点から、住民税をどう考へるかという点につきまして触れたのでございます。決して現在の住民税がけつこうな姿であるということをお申し上げたつもりではございません。

○太田委員 だから、現行の住民税を高める考え方はないという内容に聞いてくれという話だとするならば、現行住民税そのものを一つは肯定をしていらっしゃることになるわけですが、現行住民税という中には、たゞ書き方式をみだりに乱用している傾向もあれば、それからいわゆる比例税率という都道府県民税が非常に問題だ、悪税だという議論もあることだから、その弾力性云々ということにからませるんじやなくして、現行住民税には大いに

改革しなければならぬものがあるんだということをおなたにはつきり言つていただかないと、自治省の考え方と国民の願望が全然合わないことになるのです。そこをもう一ぺん、あなた、責任者としてどうですか。

○柴田政府委員 誤解を招くような発言をいたしましたことは申しわけないと思ひますが、私は、お話しのように、今日の住民税について改革すべき点が多々あるということは、全く同感でございます。従つて、またそういう方向でこれをどう合理化するかという問題につきましては、私たちは私たちがの姿において肝胆を砕いておるつもりでございます。きのう申し上げましたのは、制限税率をどうするかという問題に關連をして、税制の姿として考えます場合に、今日住民税につきましては、所得税と市町村民税、都道府県民税を通じて、制限額の規定がございまして、その制度を改めて制限税率を置くということについては、税制の建前からいろいろ問題があるということをお申し上げたのでございまして、その点につきましては誤解を招いたのでございまして、そういう意味じゃなかつたということをお再び申し上げます。

○太田委員 そうでなければ、現在の日本の国の一番いい面である地方自治の花をあなたたちが咲かせないでしまふようなおしりを受けることになるので、できる限り今皆さんのおやりになつていらっしゃる地方自治の御指導

は、地方自治を伸張する反面、地方の住民の福祉を向上させるということが基本にあるはずだから、あまり地方民に失望を与えるような政策は極力おとりにならないようお願いいたしますと同時に、あなたたちもそうお考えになつておると思ひますので、その点についてはいいのですが、どうも税務局長の話と大臣の話は、あらゆる場合において少し違ふのです。これは藤田次官がいらっしゃるから、次官に大臣にわかつて答弁していただきたいと思ひます。その一つの例は、今度、三十九年に行なわれる農地等の固定資産の再評価問題に關連して、二十七日、衆議院予算委員会で大田君が答えになつたことなのですが、そのときは、わが党委員の質問に対して、篠田自治大臣は、こういうことをお述べになつた。新聞記事ですから、まだ正確な議事録を手に入れておりませんが、若干違ひがあるかもしれませんが、こう報道しております。「農地の固定資産評価額が高くなつたからといって、その土地からの収益がふえるわけではなく、営業している人にとつてその土地から受ける利益は同じだ。従つて売買で土地が高くなり売れたときは別として、その農地で生産している場合には当然営農が行き詰まるようなことはしない。こういうふうには大臣はおっしゃつた。それに対して、税務局長のおっしゃつたことは、「固定資産の再評価については試案を地方団体に示して意見を聞いている段階だし」「はつきり言うわ

けにはいかないが、固定資産のうち農地についてはそう上がるとは思っていない。」「こういう言い方を二人がなさっておるのです。これは政策的に片方は白だと言ひ、片方は黒だと言ひ、白だと思ひたい人には白を示し、黒だと思ひたい人には黒を示すというような、まことに奇怪な御発言、御発言だと思つてゐます。柴田さんはそう上がるとは思つてゐない。――上がることには力点を置いておる、上がるとはあたりまえだという考え方があるから、そう上がらないとおつしやうた。大臣の方はそう収獲がふえるようなものじゃないから、評価なんかは上げるべきものでないという前提に立つていらつしやうから、當農が行き詰まるようなことはしないし、そういう固定資産の評価がふえることによつて土地の収獲がふえるようなことはないだろう、そんなに農地について上げるということはもつてのほかであるという存念があつて、そういう御発言をなさつた。腹の中が違ふ。だから表現のニュアンスが二人とも違ふのです。次官としてはもし軍配を上げるとすれば、どちらの言い方が正しいと思ひますか。

○藤田政府委員 先般地方の予算分科会における石田君の発言に対する御答弁のことかと存じますが、大臣の答弁は主として負担の面から答弁いたしておりますし、税務局長の答弁は評価の点から答弁いたしておりますので、答弁のニュアンスに多少の食い違ひがあつたかと存じます。率直に認めます。ただ御存じの通りこの農地の再評価は、来年の一月から開始いたしますので、まだ相当時日もありますから、十分一つ――再評価というものは

決して税収増を目ざしておるものではないと思ひます。公正な再評価をするという建前でございますので、その間事務的に調整できるものは調整し、なるべく一つ農地の再評価等によつて農民の負担増を来たすというようないことがないように、今後の執行において十分注意して参りたいと思ひております。

○太田委員 そうです。農民の負担が重くならないようにやるぞということになれば、全国の農地、いわゆる田畑を持つていらつしやうお百姓さんにとつては安心のできることではね。農地を引き上げないということではね。ところがこれまた弾力性のある税源だといふわけで、柴田税務局長が言われる。私は、後藤田さんが税務局長をおやめになつて、柴田さんにおかわりになつたとき、税務行政はもう少し明るくなるだろうと期待をしたんですが、これはどう考へてもあまり明るくなりませんね。だから大臣のおつしやう、また今政務次官のおつしやう、また今農耕地、いわゆる田畑に対する固定資産税評価が、いかなる方式をとろうとも、これはたとえは評価方式をどう考へても、決して今までは上げないのだというくらいのことでは言明されてしかるべきだ。弾力性を持たせなければならぬから、弾力性というところから住民税も弾力性があつて、高いところから低いところまで非常な幅がある。固定資産税も今後必要な財源が地方にあるならば、これを引き上げることによつてまあ何とか地方団体の財政をまかなうなんという、その材料に使われてはたまつたものではない。だから住民税の問題についても、制限

税率のことでおつしやうたという御説明ですから、そのことは了解をいたしますけれども、住民税そのものの問題は、ことしの税法一部改正法律案には出ておりませんから、そこで私は世論に對してお答えになる方法がなかったのはどういふわけだろうかと思つておりました。たまたま宇野委員の質問の中に、いわば聞き捨てるならぬような話があつた。それは単なる制限税率の話であつたといふことではありますけれども、これはことしは間に合わないかもしれないけれども、地方税法を今手がけていらつしやう自治省として、住民税に對してはどう思われ、どういふ基本的な考え方があるかどうかといふことは、はつきりしてもらわなければいかぬ。しかしこれは念のため、次官、申し上げておきますが、前回、これは予算の第四分科会でありましたけれども、自治大臣は、たゞ書き方式と本文方式の問題については、本文方式に極力指導をして移行せしめるようにすべきだ、その財源措置というものは別個の問題としてたゞ書き方式が九〇%近くあるなんといふことは困る。これは異常な状態であつて、喜ぶべき状態ではないといふことをおつしやうた。これは私も非常にうづな考へ方だと思ふんです。ことしはありませうけれども、その思想は自治省の中にあるんです。念のためにこの税法改正に關連をして急を押しおきたいのです。次官これはどうですか。

○藤田政府委員 たゞいま御指摘の通り、たゞ書き方式が圧倒的に多いございまして、本文方式を採用しておるところは一〇%前後だといふ状況でありますし、しかも超過税率を徴収して

るところが過半数以上ある、こういう状態は健全でない。税法の本質からいまして、やはり本文方式になるべく早急に移行するように考へていくべきであるといふ大臣の考へ方に全く賛成でございます。

○太田委員 税務局長にお尋ねをいたします。従つて、ことしは地方住民税の問題は出ませんでしたが、これは次回には何らかの形をもつて、住民税の合理的軽減の方策は御提案相なるものと期待をしてよろしいか、住民税軽減という方法ですよ。住民税をよけいという何らかの立法を期待してよろしいか、これはどうですか。

○柴田政府委員 昨日も申し上げましたように、私の方はこの一年かけて両方式の統合なり負担の合理化につきまして、何らかの方向を見出したい、その方向で意欲的に作業する、こういうことをお答え申し上げたわけでございしますが、私どもはそのつもりで大体御質問の線に沿うような形を求めて努力をいたしたいと思ひます。

○太田委員 それは、くどいようでありまして、統合することは簡単だろつと思ふが、どちらに統合するのですか、どういふ方法で……。ちよつとあなた、言葉を濁していらつしやう。うな気がしてしょうがないのです。が、はつきりと低所得者層に對する過重なる税金の軽減といふことは異存がないのだ、その方向を今後考へていきたいのだ、そういう思いやり、配慮はあるんでしょうか。

○柴田政府委員 私の答弁が、きのうも何か歯切れが悪いといつておしかりがりましたが、実は悪いのは住民

税の今日の事態だと私は考へております。従つて、先ほど政務次官からお答えがございましたように、極力可能なものにつきました。本文方式の方に移行するように指導して参る、これは從來からもその方針でございますし、今年度もその方針を続行することには変わりはないと思ひます。ただそれを統合するといふことになつて参りますと、先ほど申し上げましたように、市町村の財政の事態といふものを見れば上であつて、こゝで簡単に本文方式の方に統合しますといふことをお答えするわけには、実は参らぬのでござい

ます。

○太田委員 それは、そう悪い意味に私も理解をしておるわけじゃありませんが、歯切れよくおつしやうていたとしても、その通り来年実現しなかつたからあなたの責任を問うなんといふことは言わない。住民税なんといふのは、とにかく統一するのだ、この方向はだれにも異存なからうといふわけで、最大公約数は、方式の統一に重点があつて、内容の方には重点がなかつたといふのは、少々羊頭狗肉になりますから、方式を統一しつゝその負担の軽減をはかるといふことは、これは今日車の両輪なんですね。片方の方式の統一だけが強調される、もう一つは内容の方の合理的軽減問題といふのは少し等閑視されておるところに、私はどうも問題があるような気がするので、これはぜひ両輪としてお考えをいただきたいと思ひます。これはあなたは今率直に幾ら減らすといふことは言明できないでしようから、あなたの御答へを予承しておきますが、電気ガ

ス税を-%減らしたという、どうもきのうも宇野さんのお説の中にそれは出ているのですが、私どもは電気ガス税に-%というの、善政々々として天下に胸を張るだけの意義があるかどうか、一ぺんお伺いしておきたいのです。これは何ですか、-%ということとは、きのうの話だと、毎年々々-%ずつ減らすのだから、あと残っておるのは-%だから、八年たつとなくなるのだというように意味に聞いて受け取っておったのですが、これはどうなんですか。胸を張って減税と言えるのですか。

○柴田政府委員 少なくとも税率を減らしたということにつきましては、これは減税であることには間違いないと思います。それがいられるものかどうかという問題は、それはまた別の評価の価値があるかと思ひますけれども、今日の地方財政の状況それからその補てん財源の状況から申しますと、-%の減税がやつとであった、こういうことでございます。

○太田委員 大きな声で、新聞の一面のトップに出るような大減税を一つ考えて下さいよ。そうでもしなければ、自治省がほんとうに天下に重きをなすなんという事はできませんよ。そう思うんです。ぜひ一つ、こんな電気ガス税の-%なんというところに減税の重点を置く税制案なんというけちなもの、適当にしておいてほしいと思うんですね。もつと思ひ切つたことをやって下さいよ。

そこで、あなたはこまかいことが好きだから、こまかいことでお尋ねをしますが、健康保険組合の事務費は、全額国庫負担という建前のはずです

が、現実にはどれぐらい全額国庫負担になっておりますか、その点をお尋ねをいたします。

○柴田政府委員 所管が違いますけれども、全額国庫負担にはなっていないはずでございます。

○太田委員 それは間違いないのですか。

○柴田政府委員 制度といたしましては、全額国庫負担になっておりますが、私が申し上げましたのは、実態は、全額国庫負担の姿になっていない。つまり、国庫負担金が少ないということなんです。

○太田委員 だからどんな工合ですか。もう少し具体的に数字をもつてお答えをいただきたい。

○柴田政府委員 数字を、実は今持ち合せておりません。所管も、これは財政局の所管でございますが、私の感じでは、七割ぐらいじゃないでしょうか。それぐらいに理解いたしております。

○太田委員 七割ぐらい国庫負担があるのだと思つていらつしやるとすれば、それはだいたい認識に開きがありますね。今健康保険税の減税というのが出されておるでしょう。この考え方の中には、健康保険組合そのものに赤字が多いという点をあわせて考えていらつしやと思うのです。赤字が多ければ、町村がそれを負担しなければならぬことになる。ないしはそれを保険者が負担しなければならぬことになる。ですから、今の事務費というのははかにならないですよ。事務費を七割も出しておるのですか。一割から三割です。一割から三割しか実際の事務費の中において国庫負担されてお

らないという事象からいっても、これは非常にけしからぬ話だ。これを、一〇〇%なら一〇〇%を強く要求して下さい。そうすると、もつと健康保険の運営というものは合理的になって参りまして、一般の世帯の負担金というものは減つてくるのです。同時に、内容の給付もよくなつてくる。かぜを引いたから医者に行つたら、そんな薬を飲む必要はないよというように言われる。いつ行つても常に腹痛の薬ばかりだということもない。今の給付の内容が悪過ぎる。特に貧弱町村などいくと大へんです。一人当たりのあれから見ますと、今どれぐらいになってますか。多分一世帯当たり、一番中心になる方の負担が一千元以上でしょう。この収入のほとんどない——と言つては何ですが、あまかないかの農家の普通の水のみ百姓で、一千円余の負担をしていかなければならぬ。二十万から四十万ぐらいの所得人の保険税が、一人当たり一千三百三十二円。しかし、負担をしたけれども、さて医者にかかるときには、それだけで全額医療給付があるわけじゃありませんから、みづから五割なら五割持ち出さなければならぬ。それが大へんな負担でありますために、病気になることも、医者が目の前にあるがなかなか来ないという事態が地方にあるわけです。その認識のもとに健康保険税を考へられますれば、今度のこの考へ方は、私はまだまだ手が足らぬじやないかという気がするのです。低所得者に対する負担の軽減をはかるという打ち出しが、はたしてその通りであるかどうか。これはどこかにつつかつて、この程度で

れ以上減税できないという理由はどこにあるのでしょうか。

○柴田政府委員 御指摘でございまして、事務費の国庫負担の問題につきましては、七割とお答えいたしました。これはそんなにいいつておらぬというふうなお話でございしますが、団体にやりましては、先生がおっしゃつたような団体もございましょうし、団体にやりましては、事務費を国庫負担金で十分まかなつておる団体もございまして、しかしながら、今日の姿が、全額国庫負担の建前になっておりながら、そうはなつていないという事実があります。これは、御指摘の通りでございまして、ただ私どもは、事務費の問題は事務費の問題として、国庫負担金の適正な計上と配分という姿を通じて直していくという方向をとるべきだと考へておりますし、それと別に、国民健康保険税負担というものにつきましては、別の観点からその合理化をはかつていきたい、このような考へ方をとつたわけでございます。今回の国民健康保険税の改正につきましても、世帯主給付を七割に上げますことによりまして、本人負担分の軽減をはかる一方、低所得者に対して国民健康保険税の負担を軽減する、特に応益割を軽減するという方向をとつたわけでございます。御指摘のように、今日とつた軽減額では少ないじやないかというお話でございしますが、私ども当初は、実はもう少し考へたのでございまして、国庫財政上の都合もあり、国庫負担金をもつて補てんをする金額に限度がございしたので、この程度にとどめたのでござい

は、これは厚生省のあり方にも関連をしますし、そしてまた医師会などが主張しておりますように、いわゆる国保に統一すべきだという、この保険統一論というのにも関連もあるでしょうから、将来の日本の国の医療給付のあり方、福祉行政のあり方、そしてそれを具体的に言うならば、国民健康保険税のとり方などについては、非常に真剣に、多角的に研究しなければならぬ問題がありますから、今ここで大幅減税というのはできないかもしれせんが、これが地方財政に与えるところの影響は非常に大きいわけです。赤字になつて、その赤字のしわ寄せが地方財政や保険者にいくのを考へますならば、そしてまたこの程度の減税しかできないという立場に立つならば、事務費の負担などについてももつと強力に厚生省に要求して、少なくとも十割なら十割を間違ひなく、中身と表面とが違ひないように考へてもらうことも、一つあなたの方で御努力いただきたいと思ひます。そうしないといふことは大へんです。地方の住民にとりまして、今の保険税の負担というものは大へんです。これが、農家などはまだ比較的表金額が少ないのでありますが、世帯主などが給付所得者であります場合には、非常に高いものをとられるということで、非常に悪税で困つておるわけでありまして、これをなくするわけにはいかぬでしょうから、いかなる徴税の方式をとるかということが問題だと思ひます。これは、将来一つ考へてもらいたい。

それから最後に、延滞金とか加算金とかいう問題についてお尋ねしておきたいと思ひますが、延滞金が、今度日

歩三銭が二銭に下がったのは十日までです。十一日以上になると、三銭が四銭に引き上げられるというのですが、この延滞金というものは、罰金というより、少な意味もあるのでしょうか。四銭という高金利を、加算金ではあるけれども、税法上に定めておくということはいかがなものでしょうか。低金利時代に、ちよつと高過ぎるが、これはどういう意味ですか。

○柴田政府委員 従来は、十一日目から延滞加算金がついたのでございますが、今度は延滞金、延滞加算金の区別を撤廃いたしました。そして延滞金一本にいたしました。そのかわり延滞金の率を一定の期日以後において分けたわけでございます。従来は、延滞加算金を加えますと六銭であつたわけでありましたが、その六銭を四銭に下げたわけでございます。一本化して軽減をはかつておるわけでありまして、延滞金の中を区分けしたという意味は、単に延滞金の中を分けたわけではなくして、加算金と統合して、延滞金という形においてこれを合理化したという意味でございます。

○太田委員 加算金はやはり一〇%ないし三〇%残つておるのでしょうか。加算金という制度そのものはあるのでしょうか。延滞金のほかに、加算金をなくしたわけじゃない。あるじゃありませんか。これをなくしたのですか。

○柴田政府委員 不申告加算金、重加算金等の加算金制度は合理化して残しておるのでございますが、延滞加算金制度はやめたのでございます。

○太田委員 そこで基本的にお尋ねしますが、日歩三銭とか四銭というこの

考え方、日歩三銭、四銭ですと一割以上になりまされども、そういうのを取るということは納税を督促する意味だろつと思つたのです。国税に比べて、はたして地方税が過酷であるかどうかという点については、少々議論があるでしょうけれども、延滞金を一割近いものを取るという考え方は、一体何のために取るのでしょうか。場合によつては、一割くらいになつてゐるならば、本税を納めないで置いて一年間運用さしていただいてもいいじゃないかという打算も成り立つてしまふ。三銭、四銭というものを考えれば、これは世の中の高金利よりも安いのです。しかしそういうふうになることは本来の意味じゃない。といつてこれをむやみに引き上げておくというものは何か非常に過酷なる制度だ。当然何か都合があるのではありませんか。それをちよつとよく見たらさあ一割出せ、これは加算金の方であります。ちよつとよく見たら一割加算金をとられる。それを一年間――

一年でも何年でもよろしいが、日歩三銭も四銭もとられるというこの制度をこの際もう少し抜本的に考え直して、そういう制度でなくして、もう少し徴税を励行する、そして実際払わない人ならば延滞金を取つてもいいと私は思ふのです。これは評判がよくないのですけれども、この際もつと根本的に変える意思はなかつたのでしょうか。

○柴田政府委員 これは一昨年の暮れに税法の総則関係一般につきまして税制調査会から答申がございまして、この答申を基礎にして改正を行なつたものでございまして、延滞金、延滞加算金の問題につきましては国税と全く同じ扱いでございます。ただ国税の場合

合は、延滞税という税の形をとつておりますが、地方税の場合には、その本質に従つて、むしろ便宜を捨てて延滞金という制度を残しておるわけでございます。趣旨は、納期内に納めた人間と納期を過ぎて納めた人間との負担の均衡というものがどういふ制度を置いてある趣旨でございまして、従来の制度は、おっしゃる通りに確かに多少高過ぎたといふ面もございまして、一般金利の変化等ともならみ合わせまして、今回従来の三銭を二銭にし、加算金を含めました場合においては従来の六銭を四銭ということに下げたのでござい

○太田委員 結局、配慮されたということならいいんですが、申告が少々おそくなつたから一割もよい取るといふような税制上の罰則というものは、ほんとう言つて少々無理な――威嚇的ですね。天下り、威嚇的なにおいが強い。その点はよく考へてみた方がいいと思ふんです。

最後に、税法を離れてあなたの所見を聞いておきたいのです。それは奥野さんと所見が一緒かどうかということなんです。奥野さんは、先回交付税の特例に関する法律を審議しました場合に、経済の見直しについて、二十一日の木曜日に本委員会でおつしやつたのですけれども、これをちよつと聞いておきたいのです。これは阪上委員の質問に答えまして、三十八年度以降の経済の見直しを、こういうふうにおつしやつてゐる。「国民所得も御承知のように一〇%という大きな伸び率を両三年示してきて参つておるわけであり

しても、自然増加というものはかなり大きなものであります。」「こういうような状態が将来ずっと続いていくといふ状態ならば、日本は非常に早い期間に欧米の水準までいつてしまふのではないかと、こう思われるわけでございます。こういうふうな状態がそのまゝずっとつづいていくといふこと、これは私は予想されません。こゝなんです。従つて、両三年示して参つた経済の伸び率、国民所得の伸び率は、奥野さんに言わせると、鈍化してこれから下がるのではないかと、従つて財政上、交付税なども繰り越しを三十八年度に百億程度もしなければならぬ。それは税金が伸びないといふ前提がある。税務局長どうなんですか。池田内閣の所得倍増計画というものは、奥野さんに言わせると、三年で終わつたといふわけですね。これは税務局長として同じように弱気なんですか。だから住民税も手をつけなければならぬ、こんな気がするのですが、その見直しはどうですか。

○柴田政府委員 お説みになりましたことだけからは少し判断しかねるのでございますが、おそろく、財政局長がお答え申し上げましたのは、この三年間かなりの経済の伸びというのは非常に驚異的な進歩を示した、そういう状態がずっと続くといふことは甘過ぎはしないかといふことでありまして、それで所得倍増計画が終わつたかと思ひます。ただ昭和三十三年度に関する限りにおきましては、今までの三年間に示しましたような経済の伸びがあるといふことはこれは少しむづかしい。この点につきましては私も財政局長と

同じ考え方でございます。従いまして、今年度の税収入につきましても、数字で明らかでございますように、従来は千六、七、百億ありました自然増収が、ぎりぎり見詰つて千二百七十億程度の進捗しか示さない。従つて御指摘のやうな住民税その他の合理化の問題をかかえておりながら、地方財政全般の見地から、地方税制の改正もきわめて小幅なものにせざるを得なかつた、こういうことでございます。

○太田委員 言葉をかえれば、ことしは不景気の年だ、こういうことになりまふね。

○柴田政府委員 そういう意味ではございませんで、税収入の見積もりにおきましては、前半は景気の伸びが鈍化する、後半にはこれは回復の基調に向かう、こういう前提で税収入を計算いたしました。

○永田委員長 この際、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

地方税法の一部を改正する法律案審査のため、小委員十名よりなる地方税法の一部を改正する法律案審査小委員会を設置するに御異議ありませんか。

○異議なし」と呼ぶ者あり

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に小委員及び小委員長の選任についてお諮りいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○異議なし」と呼ぶ者あり

○永田委員長 御異議なしと認めま

四

す。よつて小委員には

伊藤 龍君 宇野 宗佑君
小澤 太郎君 大沢 雄一君
久保田四次君 高田 富興君
太田 一夫君 二宮 武夫君
山口 鶴男君 門司 亮君

を指名いたします。小委員長には小澤太郎君を指名いたします。
なお、この際お諮りいたします。
小委員から辞任の申し出のありました場合の辞任の許可並びに小委員に欠員が生じた場合のその補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永田委員長 次に消防法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。二宮武夫君

○二宮委員 藤井消防局長官が就任をされまして、消防庁も陣容の刷新をされた中で消防行政のイニシアをとっていくという点に対しては、われわれ非常に期待を持っておるわけでございますが、私は今回の消防法改正の諸点につきましても、大体において賛成をいたすものでございます。ただ、前回前田委員からも質疑がございましたので重複を避けまして、疑点になる点を少しばかりお尋ねしたいというように考えます。

全般的に申し上げまして、いろいろと消防庁から出されました資料あるいは法律案等を考えますと、地域住民が

期待をしておるほど消防というものは充実をしていないということなんです。財政的にもあるいは組織の上から申し上げても、いろいろの人的あるいは物的の損傷というものの対して、事前にこれを予防し、あるいはその時期から起ってくるようなところのいろいろな損傷面等を考えまして、いまだ消防というものは、強力に各都道府県あるいは自治体の一番中心をなしておる市町村消防に対しても、指導性を発揮すべきであるという点を、まず第一に私は指摘しておきたいというように考えるわけでございます。

今回の改正点の第一点でございますところの映画館におけるフィルムの一環の問題につきましては、前の委員会におきまして前田委員からの質疑がございました。ほとんど大部分が緩燃性のフィルムに変わっております。メーカーも事実そのように仕事に取り組んでおるといふことでございます。あるいは労働基準法からいいますと、その労働実態というものが非常に簡素化されて、二重的な性格を持たないようにするという改正点については私は賛成でございます。緩燃性というものの対していささか疑義を持っておったのですけれども、この前の質問で明確になりましたので、この点は前質問者に対する答弁で了承をいたします。

第二の点でございますけれども、この点については私はいろいろな問題があると思うのです。第二の問題点は、従来消防機械に関するところのいろいろな検定というものを、任意制から責任を持ってやらなければならぬ

という形に強制的に切りかえて参る、そのために協会をつくってこれを発足させていこうという構想でございます。そこで第一にお尋ねをしておきたいのは、現在こうした任意的な検定業務をやっておりますところの消防研究所といふものと、今度構想されておるところの検定協会といふものと今後の有機的な運営というもののについては、一体どのようにお考えになっておられるか、この点を一つお聞かせを願いたい。

○藤井政府委員 最初に御指摘のありました点、全くわれわれといたしましても同感でございます。消防といふことの任務、またこれに対する世間の期待といふものが非常に高まって参っておりますにもかかわりませず、現在の消防力といふものは、物的な施設の面から申しましても、人的な消防機関を構成する人員という点からいいたしまして、きわめて不十分でございます。これに対しましては、もちろん自治体消防、市町村消防といふものの本義はあくまでも賁いて参らなければなりませんけれども、われわれといたしましては、与えられた権能というものを十分に發揮いたしまして、これらの人的、物的両面にわたる消防力の充実といふことに今後一そうの努力を傾けて、その指導性を發揮して参るよう努めて参りたい、かように考えております。

今の御質問の点でございますが、従来までは、御承知のように消防用設備、機械器具等の検定は、現在消防研究所でやっておるわけでございます。機構といたしましては、消防研究所に検定課というものがございまして、これを中心に検定業務を実施いたしてお

ります。しかしお話がございましたように、今度検定協会ができて、ここで検定の実際の業務を行なっていくという構想でございます。消防研究所自体の本来の研究業務と、検定協会の検定といふことの間に、密接不可分の関連があるといふことは、これはその通りでございます。またそれは密接な関連のもとにやっております初め検定ということも円滑に進んで参るのではないかと、かように考えております。と申しますのは、災害の状況あるいは火災の原因といふようなものが、ますます複雑多岐にわたっていくに従いまして、この研究をやっていくと、同時に、それから生まれて参ります有効適切な消防の機械器具といふようなもの、目進月歩して参らなければならぬわけであり

ます。そういう研究の面は、消防研究所というものが主体になってやっています。そこから出て参ります新しい構想といふようなものにつきましては、研究所を通じて、業界等がだんだんと具体的な製品をつくり出していくということになって参ります。そういうような態様のもとに型式の承認というものが出て参り、研究所においても規格の制定をやるといふことに相なって参るわけでありまして、この型式の承認がなされたものは型式についての個別検定といふものを、検定協会が本来の仕事としてやっておりますわけであり

ます。両者はきわめて密接不可分の関係に置かれなければならない、かように考えております。そういうような点から場所的な配慮もいたしまして、現在研究所は三鷹にございますが、これは割と広い土地がございまして、この敷地の一角に検定協会というものの

事務所なり、実験室なり、検定の場所といふようなものを将来設置をしていくということ、場所的にもお互いに両者の成果といふものを照合し合うという格好で緊密な連絡をとっていく。また人的にも、今度の検定協会は特殊法人でございます。従つてその職員といふものも法令によつて公務に従事する公務員に準ずる者として取り扱われていくわけでありまして、一般の国家公務員との間に自由な人事交流も行なわれます。身も引き継いでいくわけでございます。そういうような点を活用いたしまして、両者の業務運営の円滑なる施行を確保して参る、かように考えておる次第であります。

○二宮委員 今回の答弁によりまして、研究所で一つのアイデアをつくっていく、そしてついでにいろいろな型式のポンプであるとか、あるいは消火薬剤であるとかというものが研究され、そしてそれらがそのまま型式認定をそこでやるのか、あるいはそのアイデアは業者に流るのか、一体、その辺はどういうような格好になるのですか。

○藤井政府委員 アイデアを売るとかいうようなことは別にいたしません。研究の成果は随時発表をいたしますので、それを具体的に機械の中に取り入れていく、あるいは消防ポンプの構造の中に取り入れていくという点とは、業者自身が創意工夫をいたしまして、だんだん改善、改良をやっていくわけでありまして、それがだんだん板について、これが生産過程に乗るといふような段階になって参ります場合において、初めて自治省といたしましては技術上の規格というものを

けであります。その規格に照らし合わせまして、それぞれの業者が具体的な見本を持って参ります。その見本について技術上の基準に適合しておるかどううかというのを試験をいたしまして、その試験に合格したものについて型式承認というものを与える、その型式承認が与えられたものについての個々の製品について、個別検定が行なわれる、こういう順番になるわけでございます。

○二宮委員 どうもその辺が理解がむずかしいのですけれども、業者はやはり一つの営利事業をやっているわけなんですから、できるだけ効果的な、しかも消防の目的に合致するようなものを一生懸命に研究するだろうと思ふのです。そうしますと、消防研究所の方もそういうようなアイデアについては、常に研究をしておる。そうなるとその間にどうも私は、消防研究所と民間のそういう業者との間の競合とございますか、——あなたのおっしゃることは、民間の事業をやっておる人々に対して研究所の方で研究したアイデアを発表して、それをその業者が一つの型に入れて、そしてそれも検定を受けるのだ。そして見本であれ、あるいは型式であれ、あるいは個別であれ、そういうものの検定を受けて、きちっとしたら、そのマークをつけて売り出していくのだ。そういうところに私は錯綜した問題が起つてきやしないかという心配があるわけなんです。やはり消防研究所が、国の一つの自治省の所管の中における研究所として、非常に進んだ、皆さん方頭のいい人が集まってそういうものを研究するということになる、そこでできたアイデア

というものはやはり民間の人々、事業をやっておる人、営利を目的とする人から非常に望まれておるといふことになると、これは特許権をとるか否かということになれば別問題ですが、そこまではないようなもので、そのアイデアをお互いに自分たちがとりたいたいのだ、こういう格好になって参ります。と、研究所と民間業者との間の非常なおもしろくない状態というか、いい面といえはいい面と言えますけれども、売らんかな、もうけんかなという業者から考えますと、できるだけ早く当局のアイデアをとりたいたい。そしてそれを一つ承認を受けるような格好にして売り出していきたい。そしてもうけたいのだ。具体的に端的に申し上げると、そういうようなコースにいく場合に、その辺が十字路が交錯しはしないか、そこら辺がどうも心配になるのですが、そういうものなら別にこういうものをつくらぬで、研究所の中でもう少しじっくりこういうものを検定をするといふことの一つの自分のところの知識を高めるような研究をやつて、

—— こういう別個の特殊法人をつくるということ自体に私はどうも錯綜した複雑性が出てくるのじゃないか。同時に、今言われたような特殊法人だから、国家公務員に準ずる、身分として引き継ぎをやるのだといふことでも引けれども、そういうようなことになりまますと、私はその辺に非常にこがらがあった問題が起つて、あるいはおもしろくない結果が招来するのじゃないか、はつきり早し上げますと、汚職の問題に発展をしたり、あるいはアイデア買わんかなというところにいるいろいろな精神上のおもしろくないよれが

出てきたり、そういうような格好になるおそれがあるのじゃないか。どうもその辺がすっきりしないのですけれども、もう少し明快に、そういうあなたのおっしゃるような良心的な消防知識というものは別個に、民間業者は利潤を追求するといふ立場から、売れるもの、いいものをつくりたいという気持ちになっているのだという二つを並べて考えていただかないと、このところの問題があると思ふのです。

○藤井政府委員 お説のように現在消防研究所の研究陣容というものは、その天下に誇るといふほどのものではないといたしましたが、かなり整備されておるといふふうに私は考えております。しかしながら、ここでもってあらゆるアイデアというものは全部出てくるかと申しますと、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、一百〇一、一百〇二、一百〇三、一百〇四、一百〇五、一百〇六、一百〇七、一百〇八、一百〇九、一百一十、一百一十一、一百一十二、一百一十三、一百一十四、一百一十五、一百一十六、一百一十七、一百一十八、一百一十九、一百二十、一百二十一、一百二十二、一百二十三、一百二十四、一百二十五、一百二十六、一百二十七、一百二十八、一百二十九、一百三十、一百三十一、一百三十二、一百三十三、一百三十四、一百三十五、一百三十六、一百三十七、一百三十八、一百三十九、一百四十、一百四十一、一百四十二、一百四十三、一百四十四、一百四十五、一百四十六、一百四十七、一百四十八、一百四十九、一百五十、一百五十一、一百五十二、一百五十三、一百五十四、一百五十五、一百五十六、一百五十七、一百五十八、一百五十九、一百六十、一百六十一、一百六十二、一百六十三、一百六十四、一百六十五、一百六十六、一百六十七、一百六十八、一百六十九、一百七十、一百七十一、一百七十二、一百七十三、一百七十四、一百七十五、一百七十六、一百七十七、一百七十八、一百七十九、一百八十、一百八十一、一百八十二、一百八十三、一百八十四、一百八十五、一百八十六、一百八十七、一百八十八、一百八十九、一百九十、一百九十一、一百九十二、一百九十三、一百九十四、一百九十五、一百九十六、一百九十七、一百九十八、一百九十九、二百、二百〇一、二百〇二、二百〇三、二百〇四、二百〇五、二百〇六、二百〇七、二百〇八、二百〇九、二百一十、二百一十一、二百一十二、二百一十三、二百一十四、二百一十五、二百一十六、二百一十七、二百一十八、二百一十九、二百二十、二百二十一、二百二十二、二百二十三、二百二十四、二百二十五、二百二十六、二百二十七、二百二十八、二百二十九、二百三十、二百三十一、二百三十二、二百三十三、二百三十四、二百三十五、二百三十六、二百三十七、二百三十八、二百三十九、二百四十、二百四十一、二百四十二、二百四十三、二百四十四、二百四十五、二百四十六、二百四十七、二百四十八、二百四十九、二百五十、二百五十一、二百五十二、二百五十三、二百五十四、二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八、二百五十九、二百六十、二百六十一、二百六十二、二百六十三、二百六十四、二百六十五、二百六十六、二百六十七、二百六十八、二百六十九、二百七十、二百七十一、二百七十二、二百七十三、二百七十四、二百七十五、二百七十六、二百七十七、二百七十八、二百七十九、二百八十、二百八十一、二百八十二、二百八十三、二百八十四、二百八十五、二百八十六、二百八十七、二百八十八、二百八十九、二百九十、二百九十一、二百九十二、二百九十三、二百九十四、二百九十五、二百九十六、二百九十七、二百九十八、二百九十九、三百、三百〇一、三百〇二、三百〇三、三百〇四、三百〇五、三百〇六、三百〇七、三百〇八、三百〇九、三百一十、三百一十一、三百一十二、三百一十三、三百一十四、三百一十五、三百一十六、三百一十七、三百一十八、三百一十九、三百二十、三百二十一、三百二十二、三百二十三、三百二十四、三百二十五、三百二十六、三百二十七、三百二十八、三百二十九、三百三十、三百三十一、三百三十二、三百三十三、三百三十四、三百三十五、三百三十六、三百三十七、三百三十八、三百三十九、三百四十、三百四十一、三百四十二、三百四十三、三百四十四、三百四十五、三百四十六、三百四十七、三百四十八、三百四十九、三百五十、三百五十一、三百五十二、三百五十三、三百五十四、三百五十五、三百五十六、三百五十七、三百五十八、三百五十九、三百六十、三百六十一、三百六十二、三百六十三、三百六十四、三百六十五、三百六十六、三百六十七、三百六十八、三百六十九、三百七十、三百七十一、三百七十二、三百七十三、三百七十四、三百七十五、三百七十六、三百七十七、三百七十八、三百七十九、三百八十、三百八十一、三百八十二、三百八十三、三百八十四、三百八十五、三百八十六、三百八十七、三百八十八、三百八十九、三百九十、三百九十一、三百九十二、三百九十三、三百九十四、三百九十五、三百九十六、三百九十七、三百九十八、三百九十九、四百、四百〇一、四百〇二、四百〇三、四百〇四、四百〇五、四百〇六、四百〇七、四百〇八、四百〇九、四百一十、四百一十一、四百一十二、四百一十三、四百一十四、四百一十五、四百一十六、四百一十七、四百一十八、四百一十九、四百二十、四百二十一、四百二十二、四百二十三、四百二十四、四百二十五、四百二十六、四百二十七、四百二十八、四百二十九、四百三十、四百三十一、四百三十二、四百三十三、四百三十四、四百三十五、四百三十六、四百三十七、四百三十八、四百三十九、四百四十、四百四十一、四百四十二、四百四十三、四百四十四、四百四十五、四百四十六、四百四十七、四百四十八、四百四十九、四百五十、四百五十一、四百五十二、四百五十三、四百五十四、四百五十五、四百五十六、四百五十七、四百五十八、四百五十九、四百六十、四百六十一、四百六十二、四百六十三、四百六十四、四百六十五、四百六十六、四百六十七、四百六十八、四百六十九、四百七十、四百七十一、四百七十二、四百七十三、四百七十四、四百七十五、四百七十六、四百七十七、四百七十八、四百七十九、四百八十、四百八十一、四百八十二、四百八十三、四百八十四、四百八十五、四百八十六、四百八十七、四百八十八、四百八十九、四百九十、四百九十一、四百九十二、四百九十三、四百九十四、四百九十五、四百九十六、四百九十七、四百九十八、四百九十九、五百、五百〇一、五百〇二、五百〇三、五百〇四、五百〇五、五百〇六、五百〇七、五百〇八、五百〇九、五百一十、五百一十一、五百一十二、五百一十三、五百一十四、五百一十五、五百一十六、五百一十七、五百一十八、五百一十九、五百二十、五百二十一、五百二十二、五百二十三、五百二十四、五百二十五、五百二十六、五百二十七、五百二十八、五百二十九、五百三十、五百三十一、五百三十二、五百三十三、五百三十四、五百三十五、五百三十六、五百三十七、五百三十八、五百三十九、五百四十、五百四十一、五百四十二、五百四十三、五百四十四、五百四十五、五百四十六、五百四十七、五百四十八、五百四十九、五百五十、五百五十一、五百五十二、五百五十三、五百五十四、五百五十五、五百五十六、五百五十七、五百五十八、五百五十九、五百六十、五百六十一、五百六十二、五百六十三、五百六十四、五百六十五、五百六十六、五百六十七、五百六十八、五百六十九、五百七十、五百七十一、五百七十二、五百七十三、五百七十四、五百七十五、五百七十六、五百七十七、五百七十八、五百七十九、五百八十、五百八十一、五百八十二、五百八十三、五百八十四、五百八十五、五百八十六、五百八十七、五百八十八、五百八十九、五百九十、五百九十一、五百九十二、五百九十三、五百九十四、五百九十五、五百九十六、五百九十七、五百九十八、五百九十九、六百、六百〇一、六百〇二、六百〇三、六百〇四、六百〇五、六百〇六、六百〇七、六百〇八、六百〇九、六百一十、六百一十一、六百一十二、六百一十三、六百一十四、六百一十五、六百一十六、六百一十七、六百一十八、六百一十九、六百二十、六百二十一、六百二十二、六百二十三、六百二十四、六百二十五、六百二十六、六百二十七、六百二十八、六百二十九、六百三十、六百三十一、六百三十二、六百三十三、六百三十四、六百三十五、六百三十六、六百三十七、六百三十八、六百三十九、六百四十、六百四十一、六百四十二、六百四十三、六百四十四、六百四十五、六百四十六、六百四十七、六百四十八、六百四十九、六百五十、六百五十一、六百五十二、六百五十三、六百五十四、六百五十五、六百五十六、六百五十七、六百五十八、六百五十九、六百六十、六百六十一、六百六十二、六百六十三、六百六十四、六百六十五、六百六十六、六百六十七、六百六十八、六百六十九、六百七十、六百七十一、六百七十二、六百七十三、六百七十四、六百七十五、六百七十六、六百七十七、六百七十八、六百七十九、六百八十、六百八十一、六百八十二、六百八十三、六百八十四、六百八十五、六百八十六、六百八十七、六百八十八、六百八十九、六百九十、六百九十一、六百九十二、六百九十三、六百九十四、六百九十五、六百九十六、六百九十七、六百九十八、六百九十九、七百、七百〇一、七百〇二、七百〇三、七百〇四、七百〇五、七百〇六、七百〇七、七百〇八、七百〇九、七百一十、七百一十一、七百一十二、七百一十三、七百一十四、七百一十五、七百一十六、七百一十七、七百一十八、七百一十九、七百二十、七百二十一、七百二十二、七百二十三、七百二十四、七百二十五、七百二十六、七百二十七、七百二十八、七百二十九、七百三十、七百三十一、七百三十二、七百三十三、七百三十四、七百三十五、七百三十六、七百三十七、七百三十八、七百三十九、七百四十、七百四十一、七百四十二、七百四十三、七百四十四、七百四十五、七百四十六、七百四十七、七百四十八、七百四十九、七百五十、七百五十一、七百五十二、七百五十三、七百五十四、七百五十五、七百五十六、七百五十七、七百五十八、七百五十九、七百六十、七百六十一、七百六十二、七百六十三、七百六十四、七百六十五、七百六十六、七百六十七、七百六十八、七百六十九、七百七十、七百七十一、七百七十二、七百七十三、七百七十四、七百七十五、七百七十六、七百七十七、七百七十八、七百七十九、七百八十、七百八十一、七百八十二、七百八十三、七百八十四、七百八十五、七百八十六、七百八十七、七百八十八、七百八十九、七百九十、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十四、七百九十五、七百九十六、七百九十七、七百九十八、七百九十九、八百、八百〇一、八百〇二、八百〇三、八百〇四、八百〇五、八百〇六、八百〇七、八百〇八、八百〇九、八百一十、八百一十一、八百一十二、八百一十三、八百一十四、八百一十五、八百一十六、八百一十七、八百一十八、八百一十九、八百二十、八百二十一、八百二十二、八百二十三、八百二十四、八百二十五、八百二十六、八百二十七、八百二十八、八百二十九、八百三十、八百三十一、八百三十二、八百三十三、八百三十四、八百三十五、八百三十六、八百三十七、八百三十八、八百三十九、八百四十、八百四十一、八百四十二、八百四十三、八百四十四、八百四十五、八百四十六、八百四十七、八百四十八、八百四十九、八百五十、八百五十一、八百五十二、八百五十三、八百五十四、八百五十五、八百五十六、八百五十七、八百五十八、八百五十九、八百六十、八百六十一、八百六十二、八百六十三、八百六十四、八百六十五、八百六十六、八百六十七、八百六十八、八百六十九、八百七十、八百七十一、八百七十二、八百七十三、八百七十四、八百七十五、八百七十六、八百七十七、八百七十八、八百七十九、八百八十、八百八十一、八百八十二、八百八十三、八百八十四、八百八十五、八百八十六、八百八十七、八百八十八、八百八十九、八百九十、八百九十一、八百九十二、八百九十三、八百九十四、八百九十五、八百九十六、八百九十七、八百九十八、八百九十九、九百、九百〇一、九百〇二、九百〇三、九百〇四、九百〇五、九百〇六、九百〇七、九百〇八、九百〇九、九百一十、九百一十一、九百一十二、九百一十三、九百一十四、九百一十五、九百一十六、九百一十七、九百一十八、九百一十九、九百二十、九百二十一、九百二十二、九百二十三、九百二十四、九百二十五、九百二十六、九百二十七、九百二十八、九百二十九、九百三十、九百三十一、九百三十二、九百三十三、九百三十四、九百三十五、九百三十六、九百三十七、九百三十八、九百三十九、九百四十、九百四十一、九百四十二、九百四十三、九百四十四、九百四十五、九百四十六、九百四十七、九百四十八、九百四十九、九百五十、九百五十一、九百五十二、九百五十三、九百五十四、九百五十五、九百五十六、九百五十七、九百五十八、九百五十九、九百六十、九百六十一、九百六十二、九百六十三、九百六十四、九百六十五、九百六十六、九百六十七、九百六十八、九百六十九、九百七十、九百七十一、九百七十二、九百七十三、九百七十四、九百七十五、九百七十六、九百七十七、九百七十八、九百七十九、九百八十、九百八十一、九百八十二、九百八十三、九百八十四、九百八十五、九百八十六、九百八十七、九百八十八、九百八十九、九百九十、九百九十一、九百九十二、九百九十三、九百九十四、九百九十五、九百九十六、九百九十七、九百九十八、九百九十九、一千、一千〇一、一千〇二、一千〇三、一千〇四、一千〇五、一千〇六、一千〇七、一千〇八、一千〇九、一千一十、一千一十一、一千一十二、一千一十三、一千一十四、一千一十五、一千一十六、一千一十七、一千一十八、一千一十九、一千二十、一千二十一、一千二十二、一千二十三、一千二十四、一千二十五、一千二十六、一千二十七、一千二十八、一千二十九、一千三十、一千三十一、一千三十二、一千三十三、一千三十四、一千三十五、一千三十六、一千三十七、一千三十八、一千三十九、一千四十、一千四十一、一千四十二、一千四十三、一千四十四、一千四十五、一千四十六、一千四十七、一千四十八、一千四十九、一千五十、一千五十一、一千五十二、一千五十三、一千五十四、一千五十五、一千五十六、一千五十七、一千五十八、一千五十九、一千六十、一千六十一、一千六十二、一千六十三、一千六十四、一千六十五、一千六十六、一千六十七、一千六十八、一千六十九、一千七十、一千七十一、一千七十二、一千七十三、一千七十四、一千七十五、一千七十六、一千七十七、一千七十八、一千七十九、一千八十、一千八十一、一千八十二、一千八十三、一千八十四、一千八十五、一千八十六、一千八十七、一千八十八、一千八十九、一千九十、一千九十一、一千九十二、一千九十三、一千九十四、一千九十五、一千九十六、一千九十七、一千九十八、一千九十九、二千、二千〇一、二千〇二、二千〇三、二千〇四、二千〇五、二千〇六、二千〇七、二千〇八、二千〇九、二千一十、二千一十一、二千一十二、二千一十三、二千一十四、二千一十五、二千一十六、二千一十七、二千一十八、二千一十九、二千二十、二千二十一、二千二十二、二千二十三、二千二十四、二千二十五、二千二十六、二千二十七、二千二十八、二千二十九、二千三十、二千三十一、二千三十二、二千三十三、二千三十四、二千三十五、二千三十六、二千三十七、二千三十八、二千三十九、二千四十、二千四十一、二千四十二、二千四十三、二千四十四、二千四十五、二千四十六、二千四十七、二千四十八、二千四十九、二千五十、二千五十一、二千五十二、二千五十三、二千五十四、二千五十五、二千五十六、二千五十七、二千五十八、二千五十九、二千六十、二千六十一、二千六十二、二千六十三、二千六十四、二千六十五、二千六十六、二千六十七、二千六十八、二千六十九、二千七十、二千七十一、二千七十二、二千七十三、二千七十四、二千七十五、二千七十六、二千七十七、二千七十八、二千七十九、二千八十、二千八十一、二千八十二、二千八十三、二千八十四、二千八十五、二千八十六、二千八十七、二千八十八、二千八十九、二千九十、二千九十一、二千九十二、二千九十三、二千九十四、二千九十五、二千九十六、二千九十七、二千九十八、二千九十九、三千、三千〇一、三千〇二、三千〇三、三千〇四、三千〇五、三千〇六、三千〇七、三千〇八、三千〇九、三千一十、三千一十一、三千一十二、三千一十三、三千一十四、三千一十五、三千一十六、三千一十七、三千一十八、三千一十九、三千二十、三千二十一、三千二十二、三千二十三、三千二十四、三千二十五、三千二十六、三千二十七、三千二十八、三千二十九、三千三十、三千三十一、三千三十二、三千三十三、三千三十四、三千三十五、三千三十六、三千三十七、三千三十八、三千三十九、三千四十、三千四十一、三千四十二、三千四十三、三千四十四、三千四十五、三千四十六、三千四十七、三千四十八、三千四十九、三千五十、三千五十一、三千五十二、三千五十三、三千五十四、三千五十五、三千五十六、三千五十七、三千五十八、三千五十九、三千六十、三千六十一、三千六十二、三千六十三、三千六十四、三千六十五、三千六十六、三千六十七、三千六十八、三千六十九、三千七十、三千七十一、三千七十二、三千七十三、三千七十四、三千七十五、三千七十六、三千七十七、三千七十八、三千七十九、三千八十、三千八十一、三千八十二、三千八十三、三千八十四、三千八十五、三千八十六、三千八十七、三千八十八、三千八十九、三千九十、三千九十一、三千九十二、三千九十三、三千九十四、三千九十五、三千九十六、三千九十七、三千九十八、三千九十九、四千、四千〇一、四千〇二、四千〇三、四千〇四、四千〇五、四千〇六、四千〇七、四千〇八、四千〇九、四千一十、四千一十一、四千一十二、四千一十三、四千一十四、四千一十五、四千一十六、四千一十七、四千一十八、四千一十九、四千二十、四千二十一、四千二十二、四千二十三、四千二十四、四千二十五、四千二十六、四千二十七、四千二十八、四千二十九、四千三十、四千三十一、四千三十二、四千三十三、四千三十四、四千三十五、四千三十六、四千三十七、四千三十八、四千三十九、四千四十、四千四十一、四千四十二、四千四十三、四千四十四、四千四十五、四千四十六、四千四十七、四千四十八、四千四十九、四千五十、四千五十一、四千五十二、四千五十三、四千五十四、四千五十五、四千五十六、四千五十七、四千五十八、四千五十九、四千六十、四千六十一、四千六十二、四千六十三、四千六十四、四千六十五、四千六十六、四千六十七、四千六十八、四千六十九、四千七十、四千七十一、四千七十二、四千七十三、四千七十四、四千七十五、四千七十六、四千七十七、四千七十八、四千七十九、四千八十、四千八十一、四千八十二、四千八十三、四千八十四、四千八十五、四千八十六、四千八十七、四千八十八、四千八十九、四千九十、四千九十一、四千九十二、四千九十三、四千九十四、四千九十五、四千九十六、四千九十七、四千九十八、四千九十九、五千、五千〇一、五千〇二、五千〇三、五千〇四、五千〇五、五千〇六、五千〇七、五千〇八、五千〇九、五千一十、五千一十一、五千一十二、五千一十三、五千一十四、五千一十五、五千一十六、五千一十七、五千一十八、五千一十九、五千二十、五千二十一、五千二十二、五千二十三、五千二十四、五千二十五、五千二十六、五千二十七、五千二十八、五千二十九、五千三十、五千三十一、五千三十二、五千三十三、五千三十四、五千三十五、五千三十六、五千三十七、五千三十八、五千三十九、五千四十、五千四十一、五千四十二、五千四十三、五千四十四、五千四十五、五千四十六、五千四十七、五千四十八、五千四十九、五千五十、五千五十一、五千五十二、五千五十三、五千五十四、五千五十五、五千五十六、五千五十七、五千五十八、五千五十九、五千六十、五千六十一、五千六十二、五千六十三、五千六十四、五千六十五、五千六十六、五千六十七、五千六十八、五千六十九、五千七十、五千七十一、五千七十二、五千七十三、五千七十四、五千七十五、五千七十六、五千七十七、五千七十八、五千七十九、五千八十、五千八十一、五千八十二、五千八十三、五千八十四、五千八十五、五千八十六、五千八十七、五千八十八、五千八十九、五千九十、五千九十一、五千九十二、五千九十三、五千九十四、五千九十五、五千九十六、五千九十七、五千九十八、五千九十九、六千、六千〇一、六千〇二、六千〇三、六千〇四、六千〇五、六千〇六、六千〇七、六千〇八、六千〇九、六千一十、六千一十一、六千一十二、六千一十三、六千一十四、六千一十五、六千一十六、六千一十七、六千一十八、六千一十九、六千二十、六千二十一、六千二十二、六千二十三、六千二十四、六千二十五、六千二十六、六千二十七、六千二十八、六千二十九、六千三十、六千三十一、六千三十二、六千三十三、六千三十四、六千三十五、六千三十六、六千三十七、六千三十八、六千三十九、六千四十、六千四十一、六千四十二、六千四十三、六千四十四、六千四十五、六千四十六、六千四十七、六千四十八、六千四十九、六千五十、六千五十一、六千五十二、六千五十三、六千五十四、六千五十五、六千五十六、六千五十七、六千五十八、六千五十九、六千六十、六千六十一、六千六十二、六千六十三、六千六十四、六千六十五、六千六十六、六千六十七、六千六十八、六千六十九、六千七十、六千七十一、六千七十二、六千七十三、六千七十四、六千七十五、六千七十六、六千七十七、六千七十八、六千七十九、六千八十、六千八十一、六千八十二、六千八十三、六千八十四、六千八十五、六千八十六、六千八十七、六千八十八、六千八十九、六千九十、六千九十一、六千九十二、六千九十三、六千九十四、六千九十五、六千九十六、六千九十七、六千九十八、六千九十九、七千、七千〇一、七千〇二、七千〇三、七千〇四、七千〇五、七千〇六、七千〇七、七千〇八、七千〇九、七千一十、七千一十一、七千一十二、七千一十三、七千一十四、七千一十五、七千一十六、七千一十七、七千一十八、七千一十九、七千二十、七千二十一、七千二十二、七千二十三、七千二十四、七千二十五、七千二十六、七千二十七、七千二十八、七千二十九、七千三十、七千三十一、七千三十二、七千三十三、七千三十四、七千三十五、七千三十六、七千三十七、七千三十八、七千三十九、七千四十、七千四十一、七千四十二、七千四十三、七千四十四、七千四十五、七千四十六、七千四十七、七千四十八、七千四十九、七千五十、七千五十一、七千五十二、七千五十三、七千五十四、七千五十五、七千五十六、七千五十七、七千五十八、七千五十九、七千六十、七千六十一、七千六十二、七千六十三、七千六十四、七千六十五、七千六十六、七千六十七、七千六十八、七千六十九、七千七十、七千七十一、七千七十二、七千七十三、七千七十四、七千七十五、七千七十六、七千七十七、七千七十八、七千七十九、七千八十、七千八十一、七千八十二、七千八十三、七千八十四、七千八十五、七千八十六、七千八十七、七千八十八、七千八十九、七千九十、七千九十一、七千九十二、七千九十三、七千九十四、七千九十五、七千九十六、七千九十七、七千九十八、七千九十九、八千、八千〇一、八千〇二、八千〇三、八千〇四、八千〇五、八千〇六、八千〇七、八千〇八、八千〇九、八千一十、八千一十一、八千一十二、八千一十三、八千一十四、八千一十五、八千一十六、八千一十七、八千一十八、八千一十九、八千二十、八千二十一、八千二十二、八千二十三、八千二十四、八千二十五、八千二十六、八千二十七、八千二十八、八千二十九、八千三十、八千三十一、八千三十二、八千三十三、八千三十四、八千三十五、八千三十六、八千三十七、八千三十八、八千三十九、八千四十、八千四十一、八千四十二、八千四十三、八千四十四、八千四十五、八千四十六、八千四十七、八千四十八、八千四十九、八千五十、八千五十一、八千五十二、八千五十三、八千五十四、八千五十五、八千五十六、八千五十七、八千五十八、八千五十九、八千六十、八千六十一、八千六十二、八千六十三、八千六十四、八千六十五、八千六十六、八千六十七、八千六十八、八千六十九、八千七十、八千七十一、八千七十二、八千七十三、八千七十四、八千七十五、八千七十六、八千七十七、八千七十八、八千七十九、八千八十、八千八十一、八千八十二、八千八十三、八千八十四、八千八十五、八千八十六、八千八十七、八千八十八、八千八十九、八千九十、八千九十一、八千九十二、八千九十三、八千九十四、八千九十五、八千九十六、八千九十七、八千九十八、八千九十九、九千、九千〇一、九千〇二、九千〇三、九千〇四、九千〇五、九千〇六、九千〇七、九千〇八、九千〇九、九千一十、九千一十一、九千一十二、九千一十三、九千一十四、九千一十五、九千一十六、九千一十七、九千一十八、九千一十九、九千二十、九千二十一、九千二十二、九千二十三、九千二十四、九千二十五、九千二十六、九千二十七、九千二十八、九千二十九、九千三十、九千三十一、九千三十二、九千三十三、九千三十四、九千三十五、九千三十六、九千三十七、九千三十八、九千三十九、九千四十、九千四十一、九千四十二、九千四十三、九千四十四、九千四十五、九千四十六、九千四十七、九千四十八、九千四十九、九千五十、九千五十一、九千五十二、九千五十三、九千五十四、九千五十五、九千五十六、九千五十七、九千五十八、九千五十九、九千六十、九千六十一、九千六十二、九千六十三、九千六十四、九千六十五、九千六十六、九千六十七、九千六十八、九千六十九、九千七十、九千七十一、九千七十二、九千七十三、九千七十四、九千七十五、九千七十六、九千七十七、九千七十八、九千七十九、九千八十、九千八十一、九千八十二、九千八十三、九千八十四、九千八十五、九千八十六、九千八十七、九千八十八、九千八十九、九千九十、九千九十一、九千九十二、九千九十三、九千九十四、九千九十五、九千九十六、九千九十七、九千九十八、九千九十九、一万、一万〇一、一万〇二、一万〇三、一万〇四、一万〇五、一万〇六、一万〇七、一万〇八、一万〇九、一万一十、一万一十一、一万一十二、一万一十三、一万一十四、一万一十五、一万一十六、一万一十七、一万一十八、一万一十九、一万二十、一万二十一、一万二十二、一万二十三、一万二十四、一万二十五、一万二十六、一万二十七、一万二十八、一万二十九、一万三十、一万三十一、一万三十二、一万三十三、一万三十四、一万三十五、一万三十六、一万三十七、一万三十八、一万三十九、一万四十、一万四十一、一万四十二、一万四十三、一万四十四、一万四十五、一万四十六、一万四十七、一万四十八、一万四十九、一万五十、一万五十一、一万五十二、一万五十三、一万五十四、一万五十五、一万五十六、一万五十七、一万五十八、一万五十九、一万六十、一万六十一、一万六十二、一万六十三、一万六十四、一万六十五、一万六十六、一万六十七、一万六十八、一万六十九、一万七十、一万七十一、一万七十二、一万七十三、一万七十四、一万七十五、一万七十六、一万七十七、一万七十八、一万七十九、一万八十、一万八十一、一万八十二、一万八十三、一万八十四、一万八十五、一万八十六、一万八十七、一万八十八、一万八十九、一万九十、一万九十一、一万九十二、一万九十三、一万九十四、一万九十五、一万九十六、一万九十七、一万九十八、一万九十九、

倍で研究して、ある製品ができますと、そのアイデアというものをやはり研究所に、従来の管轄であれば研究所に持ち込んで参ります。ここで研究自体は、いろいろの角度から分析をいたしまして、それでこれはやっぱりなものだ、いけるというふうになりましたら、それをそこでは参考にしたが、さらにいいものをつけ加えたものを技術上の規格としてこれを告示するわけでありまます。そうなりますと、これは一般的な規格になりますからして、その規格を参考に業者が自分のところでつくり得るものは見本をつくって型式承認に持つていくというこの段取りになるわけでありまます。むろん研究所自体が新聞、雑誌、学会等で研究発表する、その研究発表が何らかの示唆になつて、各業者の新しい技術開発の参考になることもあり得ると思ひます。しかしその点について、いろいろな思ひまわしい問題というようなことは、従来は別にございませんでしたし、そういうような点、疑惑の生じないやうに、個々の業者だけに便宜をはかるといふことのないやうにはむろんわれわれとして、監督の立場として十分気をつけて参りたいと思ひておられます。ただ、現在の検定の制度でいったらいいのではないかとこのことでございしますが、これは最近火災予防思想が非常に普及をして参りましたということ、あるいは消防用設備等の設置義務というものが動き出してくるというやうな点、あるいは危険物行政というものがだんだん拡充されてきたことというやうな事情の変化から、消防用設備器具等に対する需要が非常に最近ふえてきておりまして、検定件数が、毎年非常に飛躍

的に増大をしております。現在の研究所の陣容ではとうていさばききれない。むろん必要ならばそれだけ人をふやしたりいいのではないかとこのことでありますが、人もさうずつはふやしてきておりますけれども、なかなかほんとうの需要に應ずるやうな陣容整備に至らない。それよりもやはり検定を手数料が入るわけでありまますから、それを十分に活用していく、またそれを場合によつては設備の改善等に与えていくということができれば、その方がベターではないか。また反面それが行なわれまますならば、検定ということに非常にたくさんな陣容をとられておつた研究所の体制自体が、そこにあまり気を使う必要がない、型式のこと、規格のことを考えておればよいということになります。本来の研究自体の業務に専念し得る、かたがた全体として見ますと、一石二鳥ということになつて見ないかという考えから、今度の特殊法人としての検定協会の設立をお願いすることにいたしておるわけでございます。

○二宮委員 大体の趣旨はわかりましたが、なお、私今申し上げましたやうな点については、今後も十分監督する必要があるかと思ひます。それで、なお疑念の去らない点があるわけですが、それは一応それといたしまして、大体協会の組織規模というものはどれくらいに考えておるのですか。

○藤井政府委員 大体現在のアウトラインとして、役員の機構は理事長と、理事が三人以内、それから監事ということになっておりますが、その他の職員は、まだ予算その他の関係上、協会の財政規模その他で最終的にはきま

ておりませんが、大体の現在のわれわれの構想をいたしましては、協会の本部は先刻も申した三鷹に置く、それから業者の便宜もはかりまして大阪に支所を置きたいと考えております。これを合致せまして、大体の陣容は八十名ぐらゐを予定いたしております。

○二宮委員 今度の設立当初の予算としましては、大体三千万円というものを基金として協会を発足させる、こういうこととございます。昨年、三十六年度の検定料金は、全部合致せまして大体五千万円に達しておるといふこととございますが、これはおそろく自分の検定料金で独立採算でやっております。それは収入は一べん国に入るけれども、そのものはまた国から出資されて、そこによってくるという格好のルートをとっていけば進めるのではないかとありますが、今言われたような組織、規模で、発足当初から三千万というような小さな規模でこの問題がはたしてやれるのかどうか。これはそれぞれ構成員は政令で定める資格を持ったものという規定がございますし、あるいは事務所も別に持とうというし、賃金そのほかの手当については自治大臣の許可を得て決定するという条項もあるとございますが、大体三千万というような当初の発足基金でこれがまかなえていけるものかどうか。三十六年度の検定料金の実績を考えたとき、やるとなれば、いまだ少しばかりした基金の基礎を持ってやらなければいかぬのじゃないか。こういうことで、光熱水費が足りないとか需用費が足りないという問題が起りますと、やがて私が心配しているような問題に発展するおそれがある。本

腰で、協会が一本立ちで、すっきりした形で検定をやるんだという建前をとつていこうとするならば、三千万というような基金では私は非常に困難であらうと思う。もちろんこれは今後自治省において——土地そのほかの寄付がでるということになっております。増資の問題もあると思うのですけれど、まず三千万に基礎を置いて、今消防庁長官が言われたような組織で、はたして運営ができるかどうかという問題については、私は多少の疑義を持つのですが、その点どうですか。

○藤井政府委員 私たちは協会に対する出資金三千万円というものが十分であるとは思つてはおりません。予算折衝の過程におきましていろいろございまして、今のところこれに落ちついたということとございまして、ただ私たちの見通しとして、絶対にそれでは立ち行かないというものは了承するわけにいかないわけでありまして、いろいろ検討いたしました結果、三千万円の出資金でも運用には別に差しつかえがないという結論に達しておるわけとございます。と申しますのは、検定手数料というものがだんだんふえておりました、三十七年度もおそらく八千万円を突破するのではないかと思つております。今の見通しでは、来年度は一億近くいくのではなから、三千万という見通し、従来の趨勢から見ましてさるわけでありまして、そういふ見通しのもとにおいて収支計算をやりますと、大体やういける。しかし将来、ある程度ダウンすることとございますので、非常に伸びる際には、その一部分のものは積立金その他でもって余裕財源として経理を

していくというような措置も講じて、平年度としてならしていくという措置を講じていけば、十分やういけるのではないかと考えております。ただ運転資金その他でもって急場どうしても困難であるという場合には、一時借り入れその他の方法を講じまして、運営について支障のないようにいたしていきたい、かように考えております。

○二宮委員 もう一点だけお尋ねしますが、組織の中で、この規約によりましてと監事を一名。会計監査その他業務監査をやつていく監事を一名にしておるといふところに私は多少の不安を感じるのです。これはもちろん民法で一名ないし数名を置くことができるというところになっておりますけれども、これはこの協会の責任、従来とて参りました状態なり、あるいは新しく発足していくところの協会のあり方等から考えますと、今まで質疑の段階で出て参りましたような不安をも含めまして、私は厳重に監査をする必要があると考えるのです。そうなりますと監事一名をもつてすべての世帯をみかじめしていくというやうな方は、もう少し慎重に考えるべきではないか。もう少し陣容を増して、監査事務というものを明確にしてやういかなうかと、発足当初から疑念を持たれるやうな問題が起つてくるのではないかと、心配が、杞憂かも知れませんが、私は協会のことを考えてそういう気持ちをするわけなんです。この点、長官どのように考えられますか。

○藤井政府委員 類似の特殊法人等について実績も調べてみましたところ、大体この程度の規模を持つており

まする特殊法人では監事が一名というところが多いとございまして、ここに落ちついておるわけとございまして、けれども、この点私たちがいたしましては監事一人でございまして、最も熟達した公正厳正な人を選んで、これによつて監査事務の適正を期して参りたいと思つておるつもりで、特殊法人といたしまして、この協会自体は自治大臣の直接監督下に立つということと

もございまして、私たちが監督権を十分に活用いたしまして、いやくも非違にわたるやうな業務運営がなされることのないやうに十分に督促を加えて参りたいと思つております。なお、これが発足いたしまして、現実の運営その他経験上から、一名ではどうして参りました際には、われわれといたしましてまたまた改正を一つお願いをするとも考慮すべきではないか、かように考えるのであります。

○二宮委員 時間もございませんで、次に簡単に消防組織の問題についてお尋ねをいたしたいと思つております。消防法でも明瞭に市町村消防というものに重点を置いていくんだ、このやうになつておるわけとございまして、けれども、この財政の問題は後ほど少しお尋ねしてみたいと思つておりますが、組織の面で、私どもが農村に参りまして一番困るのは、消防団員の年齢が非常に高齢化しておるといふことなんです。若い人々が都市に集中をして、農村に残つておる者には若い消防団員がいないうことなんです。この非常に中高年齢に達する人々で組織しておる消防団の消防をやるという仕事に対して、能率的に考えた場合に、大きな問

題があるのじゃないか。しかしこれは単に消防庁の問題だけで解決のつく問題ではなくて、これは一般経済政策、国の政策全般の問題として考えていかなければならぬ問題だと思つていけれども、この農村あるいは山村、山村における若い者のいなくなつた地域における消防に対する指導方針、これを一体どのように考えていくのか。もちろんこれは機械化すればいいんだ、人にかわるべき能率の上がる機械を据えればいいんだということになると思つておるやうなことも、それでは財政的に一体やういけるかと、決してやういける。消防庁から見たこの状況を参りまして、市部における損害よりも郡部における、農山村におけるところの一件当たりの損害額というものが非常に多いんです。ということとは、消防事業というものの、非常に力がつ弱なつてきていくわけじゃないかという心配を私はするわけなんです。こういう事態をどのように把握して、どのように指導しようとしておられるかということをお尋ねしたいと思つております。

○藤井政府委員 近時の傾向といたしまして、農山漁村等におきます消防団というものが非常に弱体化の傾向にあるというところは、御指摘の通りでございます。私たちがいたしまして、その原因等の問題は別といたしまして、現実のやうな劣弱化の傾向というものを対しましては、深甚な憂慮の念をもつて見守つておるやうな次第でございます。これに對しましては、いろいろな対策が講ぜられるわけとございまして、一応昨年来やっております対策といたしましては、一つは消防の常備化

ということでございます。むろんこれには財政的な裏づけその他が伴いませんと、そう言うだけではなかなかできない。しかし工夫をして、他の隣接の市等に委託するとか、あるいは組合等の共同設置というものを促進することによる消防の常備化、あるいは消防団自体においても常備部を設置する、最小の経費であげるために常備部、あるいは少なくとも機関要員、ポンプを動かせる機関の要員だけは常備にしておくという方法をとるといことも一つでございます。そのほか、たとえば役場の職員について、消防団員なり消防吏員というものを兼職をさせまして、これに所期の消防活動に従事させるというような方法、いろいろ現地の実情に即した方法を考えるように言っております。さらに消防団自体といたしましては、やはりある程度は最高年限を引き上げたり、あるいは最低年限を引き下げるといようなこともやむを得ないではないか。いろいろな点について実情に合うように考えなければならぬということ、指導をいたしておるわけでございます。ただ昨年末に、全国のそのような消防の実態を、詳細に実は調査をいたしておるのであります。その集計は現在やっておりますので、この事態が明らかになりますと、もう一つ進んで、個々の市町村の実情を通じて消防力の弱体化もはつきりいたして参ると思ひますし、そうなれば、われわれといたしましてももう少し自信のある態度で、個々の市町村についても実情把握の上で実態的な指導を強化して参りたい、かように考えておりますが、いずれにいたしましても、全体として消防団が弱体化いたしております

ことは事実であります。これに對しましては早急な対策を講じないと、いざという場合には非常に困った現象が起きてくる。今お話のございました市部等に比べて市町村、特に農村地帯、漁村地帯等におきましては、一件当たりの焼損面積がきわめて多いわけでありまして、この点特に最近の消防団の弱体化によつて、それが直ちに結果が出てきたといふものでなくて、消防団自体が、総体的に農村部では低いわけでございます。大体その傾向は従来も出てきております。従つて、消防力を強力しなければならぬということになるわけでありまして、それがさらに今のやうな状況を放置いたしておきますと、さらにその格差がだんだん開いてくる可能性がある、その点は二宮委員が御指摘になりました通りでございます。その点、私たちも実態は十分把握いたしておるつもりでございます。で、今後とも今申し上げたやうな点を中心といたしまして、指導に万全を期して参りたいと思ひております。

○二宮委員 十分に実態を御承知だといふことでございます。消防庁からもちつた資料でございますが、おわかりでございます。けれども、全国で六十一才以上の消防団員といふのは三千五百六十名という数に達して、この人たちはほんとうに働かせるといふこと自体は無理な話だと思ひます。これは國の社会保障の面からいつても、老年年金その他の面から考えても、六十一才以上の者を自治体消防団の中に入れて、一緒に消防事業に加えてやっていくといふこと自体は、非常な無理な話だと思ひます。同時にまた、生活が困難なために男子の方が

よそに働きに出ていかれる。そうしますと、自然婦人だけでも消防組織をつくり上げなければならぬということもあるわけですね。これも資料によりますと、全国で實際婦人だけで消防団を組織して消火に当たつてゐるものは七十一市町村あるといふ実態でございます。これらの状況を見て私が非常に憤りを感じることは、昭和三十六年の地方交付税の中で、市町村に對して消防費として出した一人当たりの二百五十二円三十銭といふ消防費が、實際の決算を見ますと、一番悪いところではわずかに百七十九円しか使われておらない。これはもちろんひもつき財源でございますから、私もこれはこれを急に責めるといふわけにも参りませんけれども、少なくとも必要を感じて積算基礎をつくつて単位費用といふものを考へて、それを消防費として市町村人口当たりこのやうな配分をして、おる、しかもそれを一べん市町村がその財政の中に入れて、そうして支出したところの決算が幾らかといふと、一番悪いところは百七十何円といふ、ネコババをきめ込んでおるといふやうな実態、こゝろのやうな実態で、これに機械化をやらせてみたり、あるいは消防の近代化をやらせてみたり、そういうことを考へても、市町村の行政者自身が真剣にならなければ、市町村に於けるところの消防の実態は私に向上できないと思ひます。そこで、この消防法にかんがみまして、あなたの方から三十八年の八月ですか、一応の基準を示して、大体その基準に近づくやうにといふことで指導監督をしてゐる、あるいはこれを推進しなければならぬといふ法律もできておる。そうして報告書を

とつて調査するといふ権限もある。それに違反した場合には罰則もある。そういうことでありながら、これは特に私、残念なことには、四國、九州といふのは特に悪いのですけれども、四國、九州では、百円台、二百円台しか出ていないといふやうな県が非常に多いといふことは、こゝろのやうな財政状況そのものを見放しにしておいたのでは、消防力の強化は實際あり得ないと思ひます。こゝろのやうな実態を把握したら、さつそくあなたの方で、十分機動力を発揮されて、調査力を発揮されて調査した上で――年齢は、今申し上げましたやうな高年齢になつておる、しかも困から出すところの費用は、こゝろのやうに小さく刻まれてはかかの方面に使い込まれておる、こゝろのやうな実態で、消防の実績を上げようとしても私はとても困難だと思ふ。あるいは大都會における不法建築につきましても事前に、この建物に火事が起こつたらあぶない、人が死にますよといふことを十分に予告するだけの出動の力は、こゝろのやうな実態では出てこないだらうと思ひます。こゝろのやうな状況を十分把握をされまして、これは消防組織の問題、消防財政の問題ですから、十分に検討されなければ、いかに百四十九人の消防団の皆さん方が一生懸命になられても、こゝろのやうな実態の上に統計が出ましたら、その統計の上に立つての指導をやらなければ、消防力は向上するものでない、こゝろのやうに考える。従つて、検定機関をいかにつくろうとも、實際現地において動かすところの財政、人、力といふものがない。こゝろのやうな消防の実態ではだめだと思ふ。こゝろのやうな点を十分把握をされて、消防庁に

おいてはしかるべく御指導をいただきたい、こゝろのやうに考へておるのです。そこで、単位費用の問題ですが、昭和三十八年にはどのような実績に基づいて、こゝろのやうな単位費用を要求して、どのような財政当局の削減を受けて、現在の単位費用は市町村一人当たり本年度は一体何ばになつておるか、その状況をお知らせ願ひたい。この実態をとらえた上での皆さんの御指導がなければならぬと思ひますが、その辺一つ。

○藤井政府委員 消防関係の會議等に出て参りますと、要望として出て参りますことの一つに、消防の基準財政需要額なり単位費用が低過ぎるから、もっと上げろといふやうな要望がよくあります。私は、それに対して、なるほどその点はごもっともです、今の単位費用なり財政需要額が十分であると思つていないので、この引き上げには十分努力します。ただ、御注意申し上げたいのは、全国の市町村の中には、その低いといわれる単位費用にさえ達しておらないところが多い。こゝろのやうな、数としてはさういふ市町村の方が多いのではないかと、これでは非常に困るのであつて、少なくとも単位費用は十分カバーしておる、それでなお足りないからしてといふやうな実績に基づいてこゝろのやうな実績に、なかなかな事が円滑に運ばない、この点は十分御努力が願ひたい。私としても今後は努力いたしますけれども、なかならず消防の關係者だけでなく、特にその点は市町村長なり市町村議會の方々に、十分に認識をしていただかなければ、火事があつたときに大騒ぎするといふことだけではあつたの祭りでありまして、全体の市町村の世論として、

このことは十分に認識されるように努力が願いたいし、私もその方面の努力をいたします、こういうことを言っております。

そういうような現況で、今、御指摘になったような点は一々ごもつともでございまして、われわれといたしましては、少なくとも単位費用に近づくような財政支出をやつてもらうような指導については、なお万全の措置を講じて参りたいと思つております。従来のいろいろのいきさつなり、火事の発生件数の問題なり、いろいろなことの積み重ねで、このようにちぐはぐになつてきておると思ひますけれども、事情は事情といたしまして、さらに消防費の増額ということにつきましては、消防機関のみならず、市町村あげての熱意を期待する方向に持つて参りたい、かように考へております。

次に、単位費用の算定の問題でございしますが、政府当局と折衝いたしました個々の内容につきましては、これは内輪の問題でございまして、省略をさせていただきますと思ひますが、今度もある程度の増額の要求をいたしております。ただ根本的な問題といたしましては、消防団員等の処遇の改善につきまして、消防審議会に諮問をいたしまして、現在鋭意審議をお願いいたしております。近く根本的な答申案が出て参ると思ひますが、これに従ひまして、われわれといたしましては、さらに根本的な立て方を検討していきたい、かように考へております。来年度は、本年度に比較をいたしまして、単位費用といたしまして三百八十七円というところに相なつておまして、約五十円程度の増額ということになってお

ります。その内容のおもなるものは出勤の手当でございまして、これは去年が百円であつたものをとし百五十円ということに上げたわけでありまして、さらに来年度は五十円ふやしまして二百円ということが主たる増額の内容でございまして、その他は基本的には大して変わつておりません。

○二宮委員 消防団員の待遇等についても調査をして参りますと、望樓に上つて一時間勤務して三十円ですか支給してある。あるいは非常勤の者、常勤の者、消防署におる者、いろいろな階級、技術のある者というように給与についても調査ができておりますが、まことにさびしいものです。こういう状態で消防の仕事の能率を上げさせようと思つたつて無理です。しかも私が申し上げておるのは、さつき言つた二百五十二円三十銭という配分の場合に、百七十八円しか使つていないところもあり、五百円使つておる県もある、それを総計いたしますと三百三十八円になる。この三百三十八円という実績がそのまゝ三十七年度の単位費用になつておる。非常によろしくない財源の使い方をしておる、その実績そのまゝが次の年の単位費用に当てられておるといふことは、相当皆さんの方で指導されないと、私は今後財政的に確立をするといふことは困難だと思ひます。そういうようなことについて十分御検討いただきたいと思ひます。

そこで、そういう問題について、国から単位費用は今申し上げましたようなお金をもらつておきながら、それを市町村では十分使わないで、おいて、その費用が足りないからというので三十五年度のあなた方の出した統計

によりましては全国で八億という寄付金が取られておる、こういう消防の寄付金を取つておる。国から一応もらつておるものを使つておらないで、足りないからというので寄付金を取つておる。こういう二重取りの取り方をしておる。これはある時期にすぎりしたものにしない限り非常な問題が起つてくると私は思ふのです。法的にいってこれはおかしいです。私も皆さん方、自民党の方々と一緒になつて、やはり税外負担というものはなくしようじゃないか、単位費用を引き上げようじゃないか、きのう交付税についても附帯決議をつけた。しかし実際問題としてそれを地方にやると、それを地方は使わない、使わないで、足りないと、いってまた地方住民から寄付で取り上げる、こういう二重取りのやり方をしないでいくといふことは、まことによろしくないと思ふ。これは一つ消防庁長官は実態を把握されまして、これは各都道府県を通して消防意識の徹底、教育といふ場合におきましても、実態の上に立つて御指導いただきたいと思ひます。ただいまもらいました全

国町村長会議からだと思ひますが、全国消防会長からの陳情書の中にも、いろいろな基準をつくることはいいい、基準をつくることはいいいけれども、その基準を設けるに足るだけの財政的な裏づけをしてくれといふことがはつきり言われておるのです。これをやらなければどうしても人の命が火事のためになくなつていく、けが人が出ていく、こういう実態が私は起つてくるのだというふうに考へます。

時間が制限されておりますので、な

お救急業務の問題、そのほかたくさん問題があるわけなんですけれども、これらについては関連質問者もございしますし、あとの質問者もあるようございしますからその人たちに譲つて、今申し上げました財政の問題につきましては、消防庁の長官は自治省にもおつたのだから、自治省との財政折衝には十分力を入れて、そしてそれが地方に回つたら、地方に回つたところの実態において使途の面について十分に監督する、こういうことによつて消防力を強化する方向に指導を進めていっていただきたいというふうに考へるわけでございます。

○松井(誠)委員 関連して、救急業務といふ点について、簡単に一つだけ疑問の点をほつきりさせておきたいと思ひます。救急といふ言葉の内容でございしても、これは別に政令にゆだねてあるようでもございせんし、常識的には一応わかりませんが、救急といふのは一体どういふことなんですか。

○藤井政府委員 消防法第二条の改正といたしまして法案に救急業務の定義を掲げております。これによりまして「救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故」これが本体でございまして、それに「政令で定める場合における災害による事故等」に準ずる事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関その他の場所に搬送すること、これをこの法律で言つております救急業務、かように考へておる次第でございします。法案の一ページにございします。

○松井(誠)委員 消防機関の任務が非常に広くなる。そこで私お伺ひしたいのは、警察官職務執行法の第四条にも、やはり同じような災害の場合における人命保護のためにいろいろやり得る処置といふものが書いてあるわけですが、これも、消防機関が災害の現場で行なう水害予防とか防火とかいふことのほかに、救急といふものも一つの業務になりますと、いよいよ警察官の職務執行と重複する度合いというものが、非常に大きくなつてくるだろうと思ふ。

そこで、災害現場で仕事の割り振りといふものは、およそ常識的につきましようから、あるいは混乱はないかもしれませんが、そのような場合に警察官と消防機関とのそういう任務の重複、そういうところからくる混乱といふようなものについて、どういふようにお考えになつておるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○藤井政府委員 ここで救急業務といふふうに定義をしてありますが、これは消防機関が行なう救急業務について規定してあるといふことでございします。従ひまして、他のたとえば医療機関あるいは警察等においてこれの実態に合うような救急業務を行なつておるといたしましては、それらの救急業務を排除して消防でもって全部行なうといふ趣旨のものでございせん。従来から事実上やつておりました消防機関の救急業務活動といふものを法制化して、はつきりと制度化したいといふことが今度の改正の趣旨でございします。今お話しになりました警察との兼ね合は、そういう意味においては別に特段には生じません。生じませんが、しかし念のために救急業務の実施に際して

警察官との連絡というものをはっきり規定しておくことが必要であると考えまして、その点については改正法の三十五条の六の第二項に規定を設けまして、「救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。」という規定を置いておる次第でございます。

○松井誠委員 たえば災害基本法では、災害の現場におけるいろいろな措置について、市町村長がやるという建前になっておりますけれども、そういう場合に、市町村長は市町村長として、この基本法に基づくような権限を持っておる、あるいは消防機関は消防機関として、消防法に基づく独自の権限を持っておる、警察官は警察官職務執行法に基づく独自の権限を持っておるということになりますと、そういう指揮命令系統の混乱というものが無いだろうか。そういうことを考えるわけですけれども、それを何か統一する、あるいは調整をする具体的な方策なり根拠なり、そういうことがあつたらお答えをいただきたいと思ひます。

○藤井政府委員　現実には、ある災害が起きて、その災害によって事故が生じたという場合に、そこにあらゆる系統の救急機関というものが殺到して、混乱が生ずるおそれがあるのではないのか、これは御指摘の通りだろうと思います。その点につきましては、法律上の問題といたしましては、災害対策基本法の防災計画というものによって、それぞれの持ち分というものははっきり協定をしておくということが一つの筋でございましょうし、そのほかに警察と消防というもののについての、相互

応援の場合の連絡協定、あるいは業務実施についての相互の緊密な連絡保持ということとは、消防法自体にも書いておりますので、それに従いまして両者の間に摩擦相剋が起こらないように、十分円滑な連絡がとれるようにやっておりますたい、かように考えております。

○松井（誠）委員 その法律の条文の

上で、互いに協力しろというようなことを書いてあつても、それだけでは何ら意味をなさない。ことに災害の現場などで、お互いに気持が興奮しておるときには、えてしてそういうことが起こり得る可能性がある。だから、今の長官の御答弁のように、防災計画なら防災計画で、およそのそういう具体的な――臨機応変の処置はもちろん必要でしようけれども、およそのそういう災害の現場における秩序というものについて指導されて、防災計画の中に入るなら入れるということ、あらかじめめざしておいた方がいいのではないか、そのように思うのです。

そこで、今二宮委員からもちよつとお話がありましたけれども、実は最近における地方の消防団員がはなはだ老

齡化して、農業は三ちゃん農業という言葉がありますけれども、消防機関も、いわば三ちゃん消防機関みたいな形になってきている。何か資料によりますと、この消防力のあるべき現状というものは、あるべき基準から見れば約半分だというように書いてありますけれども、おそらくこの半分というものも、質的に見て、若い人の百の消防力と年寄りの百の消防力というものは違うわけです。地方におけるそういう消防力の充実、特に人的な充実ということについては、これはほんとうに焦

眉の急だと思いますが、現在のワクの
中でやり得るということの一つは、長
官が先ほど言われた待遇の問題だと申
うのです。この問題について、何か審
議会の答申を待つておるといってお話で
すけれども、もちろん人間がいけないの
ですから、幾ら待遇を上げても、それ
だけではこの人的不足を補うわけに

は、もちろん全面的にはいきませんが、
れども、一つの大きな補充の原動力に
はなるだろうと思います。ですから、
その点について、これからあとも格段
の御努力をいただきたい。それを最後
に申し上げまして、私の関連質問を終
わります。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 前の質問者が、かなりたくさん聞かれていますから、二、三点だけお伺いしておきます。

従来から問題になっております、消防の施設の費用充実のために考えられております、たとえば消防施設税というようなものが、自治省でも考えられておったのですが、その後これはどうなっておりますか。

○**柴田政府委員** 消防施設税につきましては、従来私どもの方で考えておりましたのは、火災保険料収入を課税標準として、その一定割合を課税する、こういう方式で考えておったのでございまして、大蔵当局と実は何回か折衝して参りました。ところが、なかなかその間の話し合いがつきません。それが現状であります。問題は、火災保険料収入を課税標準にいたしました場合に、それが火災保険料に転嫁されはしないだろうか、それをどうして防ぐかかという問題。それから、現在消防関係の地方債を、火災保険会社で引き受け

でもらっておりますが、これとの関連がどうなるかという二つの難点がございまして、暗礁に乗り上げたまま今日まで進んできておるといのが、偽らない現状であります。私どもは、消防施設税そのものの構想は実現したいという気持で研究いたしております。なにかこういう形ではなしに、何かほかの

課税の仕方というものを考えていかなければならないのじやなかろうかという事で、検討を続けておるような状態でございます。

○門司委員　今度検定協会をこしらえて、そしてこれに国の費用を出して、消防の問題に国が力を入れられるのであります、結局消防が充実すれば幸

実するほど、もうかるのは損保協会です。いわゆる保険会社であります。従って、保険会社が何らかの形で設備の充実のために協力するということは、私ども当然だと考えます。今のお話に、大蔵省が反対しているというのは、おそらく大蔵省の銀行局だろうと思います。あるいは保険局というのがあるかもしれません。自治省としては、

大蔵省が反対するからきめられないという、そういう筋合いのものであるかどうかということに、私は多少の疑問を持つのです。だとするならば、この法案はきょうあげるといってお話でありますから、別にそれを妨げるわけじゃありませんが、委員長にお願いしますけれども、一つ大蔵省に出てきてもらって、あるいは損保協会の諸君にも出てきてもらって、この問題とじっくり取り組む必要があらうかと思えます。私はきょうはそれ以上質問はいたしません。が、こういう財源の捻出について、国が施設を完全にすればするほどどう

かるような業態があるとすれば、これから何らかの負担をさせることは、は当然だと思います。税の原則からえば、応益の原則というものはくずわけにいかないのです、一つそういうことをしていただきたい。もしそれがきかないというなら、保険料を下げるか、そういうようなことをして、

民にわかりやすいようにしてもらいたい。

その次に申し上げたいことは、検査協会ができて、消火器その他の検定されるという、そのことはそれでいいとして、今問題になるのは、消火器普及と、それから消火器の取り扱い、消火器のその後の検査といえますか、

いうようなことが案外ありがちになってはいらないかと思えます。火事を冒しても、備付の消火器が十分使えなかつたということのために、うまく消火しなかつたということがたくさんあると思います。こういう協会をおつくることによって、いろいろなものを検定させるわけですが、検定したときにどんな性能がよくても、あとやりっぱなしに性能がよくても、あとやりっぱなし

たり使い方が悪かったら何もならぬ。そういう消火器の検査というようなとも、今の消防法でもできないわけがないと思います。やろうと思えば、やらないことはちつともないと思います。しかし、往々にしてそういうことがりますので、それらに対する考え方がどうなっておりますか、この機会につ聞いておきたいと思います。

○藤井政府委員 お話のありましたように、いかに検定をして、消火器等が機能のりつばなものであるということを保証いたしましたも、その保守管理と申しますか、その取り扱い方とい

ものが十分でない、いざという場合にこれが有効に動かないということになって何にもならない。何にもならないというよりも日ごろそれで安心して、たよりきつていられるために、いざという場合に動かないことによつて、ますます大きな被害を引き起こすというようなおそれのあることは、その通りであると思ひます。従つて、その保守管理につきましては、われわれといたしましては、かなり奮勵をいたしてありますけれども、十分とはいへない面があることは事実でございます。消防用の施設等の整備ということに關連をして立ち入り検査を実施し、あるいは一般の火災予防の職權にございまして、立ち入り検査を活用することによつて、今のようない点が實質上効果を上げることはやり方によつては十分可能であると思ひます。それらの点については、今後さらに重点を置いて指導に努めたいと考えておる次第でございます。

とで検定協会ができるならば、それらの業者に義務づける。売った業者は何年かのうちには、一応検定してあるけれども、いつでも先方のものが使えるようにするということをやつて、製造業者の責任にする、あるいは製造業者の責任にすることはできませんか。各家庭にはたくさんありますから、消防署の職員にそれをやらせてはなかなか大へんだと思いますが、こういう協会をこしらえて、そして国がめんどうを見てやるというならば、その検定を受けて——むろん業者のことですから宣伝もするでしょうし、売り込みもやるでしょうが、しかしそれならその反対給付というわけじゃないんです、義務づけして、やはりあつたかえないうようなことのないように、薬品その他の取りかえの時期にはちゃんと取りかえさせます。あるいは性能を調べるということを義務的に行なわせるというわけに参りませんか。そういう措置はとられませんか。

をいたしてみたいと思ひます。

○門司委員 その次に聞いておきたいのですが、救急業務の問題ですが、この問題で往々にして起る起りやすいのは、自治体の境界との間の權限の問題が實際に出てきやしないかと思ひます。それから實際問題としては、Bの地区に起こつたのが、Aの地区の消防に通報した方が早い、また近いといううなことで、こういう問題が起る起りやすいのか、そういう問題については何かお考えになつておられますか。役人のやることで、道一本で境になつておると向かうの区域だということ、なかなか動かない例がたふさんあるのですが、救急業務としてそういうことをやつていたのでは實際間に合ふぬと思ひますが、その境界の中でく境界線に近いようなところから起つた事故については、いづれからでも距離の近い方から出ていった方が早いかもしれない。そういう問題については何かお考えになつておられますか。

○藤井政府委員 その点につきましては、別途御審議をいただくことになつております。消防組織法の一部改正法律案で、現在相互間の応援協定ということとを結ぶというところになつておりますが、その前段階として積極的に相互に連絡、調整をとり、また相互応援をしなればならないということの努力義務を負わせまして、その規定の運用の一環といたしまして、今のようなお話も具体的に解決するようにいたしたいと思ひます。

○門司委員 もう一つの問題は指定医師の問題ですが、いろいろ指定医師の看板がかかつておるところがあります。が、これもうまくいってないようです。この法律ができると同時に、そういう救急業務をするお医者さんは、法律的にこの規則の中で指定される權限が生れるのですか。あるいはあるいは指定されてその業務を行なうことができるのですか。この法律でそれはやれますか。

○藤井政府委員 その点に問題のあることは事実でございます。御承知のことには厚生省では救急医療体制の整備という厚生省では救急医療体制の整備というものを処理できる中央救急指定病院を設立いたしまして、それを中心として医療体制を確立したいという構想があるようでございます。来年度から實現することにはなつておりませんが、そのための調査審議機關を設けて、一年かかつて結論を出そうじゃないかということになつておるようには聞き及んでおるのであります。もちろんわれわれといたしまして、医療体制自体の問題になれば厚生省の問題でございます。十分そのウケ内に入つて円滑にやるように緊密な連絡をとりたいと考えておりますが、さしあたり今度の救急業務の問題に關連いたしましては、救急隊によつて輸送する相手方の対象機關を厚生省令で定める医療機關というふうにしております。定義でも「救急隊によつて、医療機關」という場合に、その医療機關については、カッコ書きで厚生省令で定める医療機關をいう。こういうふうにしております。従つてこの点は今後厚生省と相談いたしまして、厚生省令でどのようなきめ方をするか、厚生省がみずから指定するのか、そういうばかなことはできないから都道府県知事に委任をするのか、医師会との關係をどうすべきか、そういう点は厚生省と具体的に相談いたしまして、適正な運用をはかりたいと思つております。

○門司委員 厚生省との問題ですが、厚生省が今考えております構想の中には實際は救急が少ないのです。医療法人については、厚生省はある程度壓力をかけておられる、医療法人としては義務がないわけではない、しかしその他の問題もあつてなかなかむずかしいと思ひます。だから、この法律には、そういう救急の問題について業務を委託する病院は、当該責任者たる市町村長が医師会との間に交渉をするなり、あるいは単独に交渉して委託することができるといふような道を聞いておいた方がいいのじゃないか。救急業務は責任を持つておるが、お医者さんの方は責任がないというようなことでは實際うまくいかないのじゃないかという気がするのです。現状から見ますと、救急車で送つて行つても、お医者さんがいなかったというやうな不都合なことがときどき見受けられます。こういう問題についても、多少の自治体の負担はあるかもしれないが、多少の負担にしても市町村長がこれを委託することができるというようにはつきりした規定をここに設けた方がよろしいのじゃないですか。あまり厚生省に気がねしておると、この法律だつてしまひにはどうなるかわからなくなつてしまふ。厚生省に言わせれば、救急業務は医者の仕事だが、医者の免状を持った消防官がいるかというやうなわけのわからぬ理屈をこねておる。そういう連中を相手にして厚生省と話し合つてもな

なからうまいかぬと思ひます。これはむしろ消防なら消防の立場から救急上の責任を負う市町村長が委託することができるといふように道をあけておいた方がよろしいのぢやないかと思ひます。その点どうお考えになりますか。

○藤井政府委員 現在救急業務を現実にこなしておられるところを見ますと、なかなかすぐ大都市、東京、大阪を初め、それぞ消防機関が救急病院を指定いたしておられます。これを指定救急医療機関、救急病院といふふうにしておられます。その実態といふものも、十分加味して参らなければなりません。そこで一応、やはり厚生省の系統でございまして、医療機関については厚生省令で定めるといふふうには書いておいてございまして、厚生省令の内容自体につきましては、現実の実態、また御指摘のような点も十分反映いたしますように、今後の折衝で努めて参りたいと思ひます。

○門司委員 その次に、もう一つ聞いておきたいと思ひますが、十分以下の都市について、何か特別の構想はございますか。これはもう、十万以下は能力の関係からいって野放しにしておく、こういうことですか。

○藤井政府委員 救急のことでございますか。

○門司委員 ええ。

○藤井政府委員 救急につきましましては、私たちの今の構想をいたしましては、大体消防本部、署を設置いたしております市町村で、人口十万以上のところは救急業務といふものを義務制にした、かように考えておりますが、それ以下のところでも、実態的に救急業務を行なうことが必要であると

いうこれに準ずべき市町村がございすれば、当然それは努力義務を課する、この二本立てで事柄を考えておる次第であります。

○門司委員 時間がございませんから、あまりたくさんお聞きすることもないし、またいろいろ聞かれたと思ひますが、その次に聞いておきたいと思ひますことは、火災の原因調査の問題について、必要があるときは知事が云々、こう書いてあるのですが、現在の火災の原因調査は、御承知のように消防もやりますし、それから警察もこれを行なつておる。だから二本立てで行なつておる。そうすると、警察の方の権限は、これは府県警察ですから、前

の自治警察と違ひますから、一応県庁でやると解して差しつかえない。ここにある程度知事の権限といふものが出てきてゐるのぢやないか。これ以上に知事が特別に何かしなければならぬといふことがございしますか。

○藤井政府委員 御承知のように、火災の調査をやります際には、警察はやはり犯罪といふことに関連いたしまして原因の調査をやるといふこととございしますが、それに対して、消防の機能として規定されておるものは、あくまで原因の調査で、これはその後における火災予防なり火災対策の万全を期したい。その資料にするために調査をやつておる次第でございします。ところが、調査をやりますには、これはかなりの技術、高度の技能が要るわけでございます。消防本部、署といふものがないようなところでは、原因調査権を事実上与えておきまして、実際上働かざるを得ないという状況に相なつておる次第でございします。この間の、例の山

中湖の山荘事件、あの焼死事件といふものがございしたのですが、あれも、あの地区は消防団地区でございまして、原因調査権はその場合は市町村長にあるわけですが、市町村の段階といひましても、そういう職員も何もない、ああいう場合に原因調査が全然できないといふような状況に相なるわけでございます。

そこで、私たちいたしましては、本部、署のあるところはそういう陣容を持つておりますから、これは当然本来の仕事としてやる。しかしそうでない、そういう技術、陣容等も全然ないところでは、求めがあつた場合は特に――それがおもになりますけれども、そういうときには知事の方でもって原因調査といふものに乗出してい

く、そういう余地を与える方がよいのではないが、かように考えた次第であります。

○門司委員 それなら、こういう法律の書き方でない方がいんじやないかといふことです。市町村長の委託に対して、というふうな字句でよろしいのぢやないか。必要に応じて認めたときは、知事に権限を与えるといふことは、特に知事に権限を与える一つの大きな自治行政自体の問題に

触れてくると思ひます。一方の親法の方では市町村長に権限を与えて、この法律で、知事が必要とときだといふのですけれども、知事は何を考へるかかわかぬです。だから、責任の主体が市町村長にあるならば、市町村長の要請にこたへてあるいは知事が自分の持つておる能力を發揮していくといふことは、これは当然だと思ひます。だからそういう形にしておいた方がい

いぢやないですか。もしそれがどうしててもできないというなら、もう少し法律を明らかにして、そうしてある程度あなたの方で規則をきめて、これ以下の能力しか持たないものはあらかじめ都道府県知事にその権限を委託すると法律で明確にしておいたらどうです。この法律はまた、こういうことをやろうと思へばやれるのであつて、そういう建前はつきりとおかかないと、私は将来の自治行政といふものに不安を感じます。市町村長の権限を知事が必要と認めて侵していくといふことは、これ自体は火災の原因調査だからといふことになりましても、こういう形でだんだん広げていこうと思ひます。知事が明らかに監督官庁のような形をとつて、市町村長よりも上位に位置するのだといふ権限行使がまた起こりし

ないか。この法律は非常に危険です。だからこれは、法律自体の建前からいって、事柄はきめてささいなこと

で、適切なことであるように考えられますけれども、法の建前としては、やはりあくまでも今日の自治行政の建前をくずさないでいくといふことの方が正しいのではないですか。県はむろん法律によつて市町村を包括した一つの団体であることに間違ひない。従つて、その区域における問題を処理することはそれは不都合とは思ひません。不都合とは思ひませんが、しかし市町村に与えられた権限を、知事が必要と認めたときには勝手に出かけていけるのです。この条文をそのまま読んでは、ざらんなさい、これはどうなつていま

すか。この点をもう一つはつきりお聞きしたい。

○藤井政府委員 御指摘の点でござい

ますけれども、その点につきましまして

は、一応立法の段階ではそういうことを考えたこともなかつたわけではござい

ません。ただ、この間の山中湖の山荘といふようなああいうことになりまして、社会的な関心等かなり深いといふような点について、消防当局が何ら原因調査もやらないといふようなことではないかといふようなこともあ

ると思ひます。また事実、全国の消防機関自体も、ああいった場合には、どういふふうなことになるかといふもの

のうかがふことについて、関心が深いわけでありまして、そういう場合に例外的に知事が出ていくといふことは、私は最小限度の行政として、その程度は認められてしかるべきことではないか

といふ考え方でございします。

それともう一つは、必要がある場合といひましても、これはその場合に市町村長の権限が排除されるわけではござい

ません。従つて、両立をして参ります。知事が出ていく場合には、知事にもその原因調査の権限があるし、当該市町村にもその権限が留保されておるという段階で、二本立てにしていく、全部取り上げてしまふよりも、その方が適當ではないかといふ配慮から、こ

ういふ措置をいたしております。

しかし、御心配のような点、これを

が、法律の建前からいけば、やはり市町村長のやるべき仕事は、市町村長が責任を負うという建前をはっきりとつて、もし市町村長がそれだけで不可能だという場合においては、これを知事に委託する。私は法律の文面はやはりぜひそういうふう書いておいてもらいたい。そうしないと、権限があいまいになっておきますと、問題を起して参ります。自治法を読んでごらん下さい、どういうふう書いてあるか。自治法には、これは少し話がそれるかも知れませんが、たとえば都道府県知事、市町村長が国の命令その他、仕事に従わなかった場合は、総理大臣は罷免権を持つておられます。自治法にはそう書いてある。この場合は、少なくとも国の権限を行使する場合に、

地方公共団体の公選された知事であるとも市町村長であるとも、国家目的のためにそれを妨げるようなことはしてはならないという規定がここに現われてきております。こういう強い一つの権限を持つておる。といたしますれば、同じような権限を市町村長にも与えたらどうか。市町村長が必要あるときはこれを知事に委託することができるといふ規定にするか、あるいはもう少しこれを具体的に書いて、市町村長がその原因調査その他を怠った場合は知事がこれを行なうことができるというふうな規定にしたなら、私はまだ法の体裁はいいと思うんです。知事が必要に応じてというふうなことにやなくて、当該市町村長が怠った、あるいは市町村長がその能力がなかったという場合には、知事がこれを行なうことができるという規定にしておいた方が、法の建前から言えば筋が通ると思うんです。

す。当該市町村長が能力がないからというのを知事の認定でしょう。こういうものを知事の認定にまかすべきじゃない。やはり法律としてその点は明らかにしておいたらどうなんですか。その方が筋が通るじゃないですか。

○藤井政府委員 一つの考え方であると思いますし、われわれも実行の過程ではそういうことも含めていろいろ論議をやったわけでありまして。ただ能力がないとか何とかいうことを書くのも自治体消防あるいは自治消防の本質というものから見ていかげんなものであろうか。そういうことでなくて、市町村長の原因調査権はそのままにしておいて、これが十分でないというふうに認定をした場合には知事も出ていけるといふようにやるのがむしろ穩当ではあるまいかとこのように考えて、こういう規定の仕方をやった次第でございます。しかしお話のように、乱用にわたったり、あるいはこれが市町村長の権限をだんだん実質的には狭めていく第一歩になるというふうなことになることは大へんでございまして、その点は私も十分承知をいたしております。運用については具体的な指導の面を通じて、あるいは通牒等の点を通じて乱用にわたらないように厳にいましめて参りたいと思っております。

○門司委員 押し問答するようですけれども、法律にはそう書いていないで、す。その他能力がなかったと認められる場合とか何とか書いてないのです。そういうことを書かないで、ただ知事が必要と認めたときだけということになっている。一方的の処置になつてゐる。だから私が言つたようないろいろな疑問が起つてくるので

す。片方に能力がなければこれはやむを得ない。しかし能力があるとなかろうと、こう書いておいて必要に応じてやるのだということになると、権限行使ができはしません。それと同時に、火災の原因の調査と犯罪の調査というものは違ふのです。問題が違ふが、しかし犯罪の捜査と言つても、火災の原因がわからなければ実際の犯罪の捜査というものは困難なんですね。放火であるのか、あるいは失火であるのか、火災の原因というものを調査しなければ犯罪事実がわかつてこないのです。ただ消防に調査権を与えたということは、警察の捜査権と違つて、消防自体の立場からこれを調査して、そして検討することが消防に役立つという考え方から、消防にもその調査権を与えておるのです。従つて消防の場合、どこまでも調査権であつて、捜査権ではない。しかしやつてゐるこの実体は、ほとんど変わらないと思ふんです。私はそう大きな違いはないと思ふ。そうするならば、警察権を持つておられます知事は、その範囲でかなりやれるのじゃないですか。だから今の答弁には私はそれでよろしいと言つておきますが、こういうことも、もう少し法律の書き方等についても氣をつけていただかぬと、将来に問題を起すことになるのではないかと同時に、今日までの自治体の権限というものがこういう形でだんだん侵されてくる危険性を持つてゐる。自治法なんかを改正するたびにその権限は侵されてゐる。当初自治法をこしらえたときはまるっきりの逆の形になつてゐることは御存じの通りです。役人のその場の思ひつきで、法の精神まで変わつていくような書き方についてはあまり賛成しがたい。

その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことはごくこまかいことではありますが、この法律の二十一条の二十八と二十九との関連性ですが、この協会の「役員となることができない」という規定がございまして。そうしてこれは主として公務員の関係の諸君が多いのですが、法律の建前から見ますと、これらの職制については、自治大臣がこれを解任することができると書いてある。これも一つの法律の書き方だと思ふ。しかしこれはもう少し考へていただいたらどうでしょうか。たとえば選挙法との関連性をこへ持つてきますと、選挙法も、当初は公務員が立候補することはできなかった。届け出をしなればならなかった。ところがそれでは不都合ができて、公務員自体が届け出をしないので立候補をして、あとで問題を起すことがしばしばあつた。そのために法律を変えて、国家公務員、地方公務員が議員に立候補した場合には、立候補届を出すと同時に、あとでいざこざのないように自動的にその公務員の方はなくなるのだという規定にしてゐるのです。公務員の辞職届を出そうと出さまいと、公職の候補者に立候補した場合公務員の方は自動的にやめたものとみなすというふうにはつきり書いてある。そうだとすればこゝもそういう形で大臣がこれを解任するとかなんとかいうことでなくて、国会議員であるとかあるいは公務員であるとかいうような人たちが協会の役員になつたときは、そのときに公

務員でなくなるとかなんとかいうように、明確にしておいた方がいいのではないか。やはりこれはこういう形にしなければ悪いのですか、その辺はどうなんですか。問題を起さしやしませんか。大臣が気がつかないうちに何年か役員をやつておつたというふうなことがあり得やしませんか。それでなければきつちと禁止事項にしてしまつておく。禁止事項にしてしまつておいたらまだ始末がいい。大臣がうっかり忘れておるとえらいことになりやしませんか。

○藤井政府委員 その点はわれわれも十分補佐をいたしますので、忘れるようなことはございせん。それと、こういうことになつておられますのは、これは門司先生にまじしかられるかも知れませんが、実は例文になつておりました。最近の立法例では、特殊法人についての書き方は、大体こういうふうになつておるわけでありまして、この点、この協会だけについて異を立てるのめいがかかといふことで、こういう規定のやり方になつておるわけでございますので、御了承を賜りたいと思ひます。

○門司委員 そういう書き方をするのが慣例になつておるなら別ですけれども、私は問題を起すと思ふのです。この協会の理事とか役員は、数人がごくわずかですから、そう大臣が忘れるようなことはめつたにないし、またあなた方が関与されるのですから、一応身元調査はされると思ふので、大して間違ひはないと思ふのですけれども、しかしやめさせるについては、大臣がこれを解任するといふようなことは、私はこゝにも一つ疑問があるの

す。兼任できないというなら最初から兼任できないようにしておいたらいと思う。これを大臣が解任するということのような形になる。その辺はあまりこの法律の書き方は感心しない。

最後にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、消防研究所の組織規則の六条の二号と、この協会との関係です。これはどっちに重きを置くのです。ここにも検定とか何とか書いてありますが、これはどうなんですか。協会がすべてやって、規則の六条の二号というものは動かなくなるのですか。両方動くのですか。

○藤井政府委員 この法律が動く段階になりますと、消防研究所自体の業務規程というものを全面的に再検討しなければならぬ、さように考えております。検定につきましては型式検定における試験と個別検定というものは、全部検定協会が専管事項として処理いたすことに相なります。

○門司委員 そうするとどう解釈していいですか。この消防研究所の規則の六条にあります検定といひますものは、この法律ができれば改正されてそのうして器具あるいは機械の検定権は大體協会の専任事項になって、消防研究所の方はこれをはずすということになるのですか。これはやはり両方でやられるのでしょうか。両方でやらなければまずいのではないですか。あまり協会だけに信頼しておいていいのかということになるのですが、どうですか。

○藤井政府委員 この六条は検定課の業務でございますので、検定課は今度検定協会ができるに伴ひまして、課の廃止をいたします。従つて、その点、

競合いたすことに相なりません。六条自体の改正を行なう予定をいたしております。

○門司委員 六条を除いていへば、二本線にならないから競合することはない、これが生きていけるとするとそれは問題になる。

そうしますと、この法律全体を一応見て参りますと、先ほどから申し上げておりますように、これにはいろいろ疑義がある。どうも消防のことだけお考えになってやり過ぎてゐるきらいがある。もう一つの問題は、考へていただきたいと思ひますことは、消防の火災原因その他については、知事が自分で調査することがいひと考へれば調査することが出来る権限が与えられてゐる。それから人命に特別関係のある救急業務については十万以上の都市についてはこれを必置させる、それ以下の都市については知事は何と関係なくいいのですか。消防のことについては知事は権限を持つが、人命については十万以下のところは自分でこれができない。片一方で知事にこういう権限を与えるなら、義務としてそういうものも県でやれというふうにきめられませんか。

○藤井政府委員 私はそこまでいくのは自治体消防、市町村消防の建前からいつて行き過ぎであるというふうに考へます。やはり消防というものは市町村が主体になってやっていくべきものである、最小限度の問題について補完的な機能を果たしていく、市町村の消防が十分に果たされるように応援をしていく、そういう権限にとどめるべきではないか。技術的な点については、

現在御承知のように危険物の行政等については消防本部署のないところでは知事がやっております。やっておりますが、それも本来の機能というよりも、常設消防ができればそちらの方にまた移していくわけでありまして、技術的なやむを得ない点を除きましては、本来的にはやはり市町村にやらせていくというのが本来の姿だろうと考へております。

○門司委員 どうもその点の考へ方が少し違ふのです。私の聞いているのは救急業務についても小さい町村ではやれないでしよう、そういう場合だれがやるかということ。十万以上の都市だけが救急業務をやればよろしいという筋合ひではないだろう、こういう法律をつくるからには、これは日本全体の市町村に及ぼす仕事だと私は思ふ。それが財政的、機能的に不可能だということなら、財政的、機能的に力を持つておるところにこれをやらせるといふことでよろしいのではないですか。別に権限を侵すわけでも何でもありません。あくまで今長官の言うように、市町村長の権限を侵すことはけしからぬというなら、こういう形で知事に調査権限を与えることは、長官の答弁自身からして大きな矛盾だと私は思ふ。さつき申し上げましたように、もしそういうことが必要なら当該市町村の要請に基づいて知事は調査することができるといふように改めたらどうですか。

そして、あくまでもさつきから私が申し上げておりますように、市町村長の権限を確保していくという形をとったかどうか。救急業務の方は市町村長の権限だからこれを知事は侵してはいけない、火災原因の調査の方は

知事が任意にできる、こういう理屈がしかも一つの法律で通るのですか。二つの法律ではない、一つの法律だ。私が聞いておるのは、十万以下の救急施設が備置されないとあるについても、こういう事態が起る場合にはやはり知事がやるということができぬかどうかという事です。救急業務について、は、あなた方も御存じのようにこれには沿革がある。これは警察がやるべきだとか消防がやるべきだとかいう理論的な根拠がどこかにあります。消防でなければならぬという理論的な根拠がどこかにあります。今までの経過でしよう。もう少し詳しく言うならば、長い歴史がこれにはございませう。今までこれが法制化されなかつたところにもそういう原因があるのです。とつづくにこういうものは法制化しておかなければならなかつたのだが、これを一体警察業務にするとか消防業務にするとか、消防が妥当だという理論的根拠がどこかにあります。さつきは、これはきわめて大きな問題だと思ふ。われわれがそういうことを議論しないのは、消防がだれが頼むともなく、だれが指定するともなく、一、二の消防署でこういう業務に携つた長い歴史を持つておるのです。そういうものが尊重されて、今日おそまきながらこういう法律ができておると解釈することが、私はこういう法律の起源から考へて正しいと思ふ。警察の業務か、消防の業務かということ議論されたことが今までないというのは、そういう一つの過程があるからです。だから、今のよう長官の答弁なら、一体消防の仕事であるのか、警察の仕事であるのか、その議論から一つしう

じゃないですか。それからこの法律をきめようじゃありませんか。どうなんですか。私が聞いておりますのは、十万以上の都市にこういうことをするならば、それ以下のこういう能力を持たないところの都市にはどういう処置をするのかということ。それにいつては、ある程度知事がそういうことをやれるというふうな仕組みにしてやたらどうかということ。もし、それができないならできないで結構です。何でもかんでもそうやれとは言わない。ただ疑問に思ふのは、十万以上の都市でなければならぬ、それ以下は財政的、事務的にも困難だろう、だから法律の限界をこの辺に置くのだということなら、これは法律の一つの限界です。しかし、救急業務全部から言へば、各都道府県の仕事である、それから全国の市町村長がその責任を負うべきです。法律の建前から言へば、ただ法律の限度としてこの辺に集約されるということなら一応うなずける。私の聞いておりますのは、それ以下のものについてはどうするつもりですかということ。

○藤井政府委員 救急業務が本来警察の仕事なのか、消防の仕事なのか、その他の機関の仕事なのかということ、理論的には非常にむづかしい問題でございます。お話の通り理論的に押し詰めて消防でなくちゃいけないのだというふうなことはございせん。お話をききましたような、従来の長い経験、その積み重ねというところから、消防が従来主体となつてやっておりますそれを尊重して、これを法制化しようというのが今度のねらいでございます。

じゃ、今度のねらいで法制化しようというのが今度のねらいで

もう一つ、十萬以下の点でござい
ますが、これにつきましても、お話のよ
うに、これは現在の時点における法律
上の限界とすることがここに現われて
きておるのでありまして、むろん事柄
の性質上、あらゆる市町村をおおつて
やっつけなければならぬことでも
ございまいけれども、現在火災に対
しても、常設消防というものがまだ
普遍的ではないという現状におきま
して、救急業務についてもこれを全体
に義務づけることは、財政上その他の
都合からいって現実には合わないの
ではないだろうか。しかし一方前進の意
味でその態勢をつくって参りたい。そ
こに法律上の限界とすることを御指摘
のように置かしまして、このような規定に
いたしました次第でございます。

○門司委員 私はいさ以上聞きました
が、法律でありますから、もう少し筋
を通してやっておいてもらいたいと思
います。消防の歴史から見てもいま
も、当時の救急業務を消防がやった時
代の歴史的過程の中から見出される
ものは、火事という非常事態に対す
る、人命に対する損害が非常に多かつ
た時代です。しかし最近の人命に対す
る損害は、警察業務と考えられる交通
事故の方が大きいのです。そうすると
時点がかなり狂うべきではないかとい
う考え方をします。消防が救急業
務を始めたときは、今のよう交通事
故はあまりなかった。火事があればけ
が人が出て火事場からそれをだれが運
ぶか、どうするかということについて
の問題から、火事に関連したものだけ
ら消防がやったらいいじゃないかとい
うことで、大体業務の発展過程から見
れば、そう考えられる資料もたくさん

あると思う。こういう経過に基づいて
設定しようとする法律であります限り
においては、私はやはり筋を通してお
いてもらいたい。それ以下の都市のそ
ういう事柄については、何らかはかの
方法を考える必要がありはしないかと
いうことですから、さつき申し上げま
したように、現在この法律の限界から
言えばこの辺だと思う。それ以上の答
弁を求めても無理だと思う。しかし、
それ以下の市町村で事故の起こるのは
大体同じようなことです。特に最近交
通事故はどこでも起こるのです。だか
ら、その辺をさらに私はもう少し考慮
してもらいたいと思うのです。そうし
て、この場合におけるこの法律の限界
は、これより少し低いと思ひますが、こ
の種の法律については、特にそれらに
携わる諸君の身分の保障であるとかあ
るいは何とかいうものについても、消
防はもう少し強くなつてもらいたいと思
うのです。

大臣に聞いておいてもらいたいのだ
けれども、消防施設税のことは、大蔵
省の役人からさういうものは困るとい
うようなことだけで、理論的に私ども
は利益の原則からいけば可能であると
考えられるものが、大蔵省の役人にさ
えざられて、さうして地方住民の負担
が、税外負担その他の負担がこれによ
つて大きくかかってくるということ
はやめてもらいたいと思うのです。取
るべきところからとつたらいいので
す。この点は大臣、あなたでよろし
うございしますから、長官からお聞きに
なつて、大蔵省と腹を据えて交渉して
みて下さい。そうしないと、私どもも
何度かこの問題を持ち出さなければな
らぬ。同時に、機会があれば、一つ委

員長は、大蔵省の大臣でも局長でも部
長でもよろしいから来ていただきたい。
この問題をやっていただきたい。
きょうは私はこれで終わります。
○永田委員長 他に質疑はございませ
んか。——他に質疑もないようであり
ますので、本案に対する質疑はこれに
て終了することいたします。

○永田委員長 これより本案を討論に
付する順序であります。別に討論の
申し出もありませんので、直ちに採決
に入ります。
これより採決いたします。消防法の
一部を改正する法律案に賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○永田委員長 起立総員。よつて、本
案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

○永田委員長 次に、お諮りいたしま
す。すなわち、ただいま議決いたしま
した法律案に関する委員会報告書の作
成等につきましては、委員長に御一任
をお願いいたしますが、これに御異
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○永田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さうに決しました。
次回は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後一時五十二分散会
〔参照〕
消防法の一部を改正する法律案（内
閣提出第八五号）に関する報告書
〔別冊付録に掲載〕

地方行政委員會議録第九号中正誤

ページ 段 行		誤	正
三	五	その提出が	その提出が
七	三	なされた	なされた
七	三	又は納付す	又は納入す
八	三	べき	べき
二	一	と加える。	を加える。
二	一	共有部分	共用部分
二	一	「三銭を	「三銭」を
二	一	（第七百四	（第七百四
二	一	十五条第一	十五条第一
二	一	項	項

昭和三十八年三月八日印刷

昭和三十八年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局